

2019年5月31日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号

SBI FinTech Solutions 株式会社

代表取締役 三 文 字 正 孝

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を別添1の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら別添2の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙にそれぞれの各議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後3時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎第8期定時株主総会にかかる株主総会参考書類、剰余金の配当に関する情報、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報は、本招集通知に添付するとともに、法令及び当社定款第21条に定めるところに従い当社のウェブサイト (<https://www.sbi-finsol.co.jp>) に掲載しております。

【別添 1】

第 8 期定時株主総会招集通知書

1. 日時：2018 年 6 月 21 日（金）午後 1 時
2. 場所：大韓民国ソウル特別市永登浦区国際金融路 10 Two IFC 3 階 The Forum at IFC (IFC Hall)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第 8 期（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 8 期（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）計算書類の内容報告の件
 3. 剰余金処分の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 社外監査役1名選任の件
4. 株主総会出席に当たっての持ち物
 - 本人参加の場合 : 株主総会招集通知書、身分証明書
 - 代理人が出席する場合 : 株主総会招集通知書、委任状（実質所有者と代理人の個人情報・住民登録番号（事業者番号）記載、印鑑捺印）、代理人の身分証明書
5. その他の事項
 - 特にございませぬ。

2019 年 5 月 31 日

SBI FinTech Solutions 株式会社
代表取締役 三文字正孝（職印省略）

【第8期定時株主総会招集通知書添付書類】

- (1) 事業報告
- (2) 連結財政状態計算書
- (3) 連結包括利益計算書
- (4) 連結持分変動計算書
- (5) 連結注記表
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書
- (8) 株主資本等変動計算書
- (9) 個別注記表
- (10) 連結計算書類に関する会計監査人の監査報告書
- (11) 会計監査人の監査報告書
- (12) 監査役会の監査報告書
- (13) 剰余金の配当に関する資料
- (14) 参考書類

第8期

事業報告

自	2018年4月1日
至	2019年3月31日

SBI FinTech Solutions株式会社

(提供書面)

事業報告

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、輸出の低迷や設備投資の伸び鈍化を受け、力強さを欠く面も一部見られるものの、企業業績や雇用環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、米中通商問題が世界経済に与える影響や IT の減速、顕在化しつつある中国経済の下振れリスク、また英国の EU 離脱問題など様々な海外経済の不確実性により、金融市場の変動に留意する必要がある等、景気の先行きについては、依然不透明な状況にあります。

当社グループの主要事業領域である消費者向け電子商取引市場においては、スマートフォンをはじめとするモバイル機器の普及等により継続的な成長を見せる一方で、市場の成熟化に伴う価格競争は年々激化している状況にあります。また SBI レミット株式会社等の事業領域である国際送金市場は、政府が慢性的な人手不足を解消するため、「出入国管理法」を改正し外国人労働者の受け入れを積極的に行う意志を示したため、ターゲット顧客となる在留外国人数はさらに増加する見込みであり、それに伴い送金技術の利便性の向上等も進むとみられ、市場は拡大基調を維持するものと予測されております。

こうした状況の下、当社グループは「総合 FinTech ソリューション企業」として、従来金融機関では提供できない領域に対する様々なニーズに、FinTech 技術を活用した顧客便益の高いソリューションで応えるというビジョンの下、事業規模の拡大を図ってまいりました。新たなビジョンの下、中長期的視点に立った事業全般にわたる競争力の強化のための施策を推し進め、各事業分野における様々な指標が堅調に推移いたしました。以上の結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、収益 7,849,624 千円(前期比 119.5%)、売上総利益 5,615,068 千円(前期比 123.7%)、継続事業からの税引前当期利益 1,272,325 千円(前期比 141.4%)、継続事業からの当期利益 772,870 千円(前期比 117.7%)、親会社の所有者に帰属する当期利益 948,837 千円(前期比 117.6%)となりました。セグメント毎の業績は次のとおりであります。

① 決済サービス事業

決済サービス事業におきましては、EC 事業者向けの決済サービス(クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy 決済、口座振替決済、銀行振込決済、キャリア決済、電子マネー決済等)、店舗向け端末決済サービス等の開発と販売に関する事業が属しております。好調な BtoC EC 市場を背景に既存加盟店の伸長および新規加盟

店の獲得が進み、取扱高及び処理件数が堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における収益は 2,894,987 千円（前期比 104.9%）、営業利益は 671,537 千円（前期比 120.8%）となりました。

② 個人向けマネーサービス事業

個人向けマネーサービス事業におきましては、2017 年 4 月に当社子会社となった SBI レミット株式会社および 2017 年 8 月に設立し、2018 年 3 月にサービスを開始した韓国の SBI Cosmoney Co., Ltd. による「国際送金サービス」が属しております。

「国際送金サービス」は、SBI レミット株式会社がベトナム等の外国人技能実習生の増加等を背景に、日本に在留する外国人数が過去最高を記録するなど市場拡大に伴い手数料収益等を拡大した一方、SBI Cosmoney Co., Ltd. は立ち上げに伴うコストが先行いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における収益は 3,705,782 千円（前期比 134.8%）、営業利益は 692,795 千円（前期比 136.1%）となりました。

③ 企業支援サービス事業

企業支援サービス事業におきましては、2014 年 5 月に当社の子会社となったビジネスサーチテクノロジー株式会社が提供する「サイト内検索サービス」や、2015 年 5 月に持分法適用関連会社化した株式会社ブロードバンドセキュリティが提供する「IT セキュリティサービス」に加え、2017 年 4 月に当社のグループ子会社となった SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社が提供する、企業の「バックオフィス支援系クラウドサービス」など、EC 事業者向けのサイト集客やセキュリティ関連サービス、企業の経理や会計・稟議システム等のバックオフィス業務を支援する様々なサービスが属しております。

当事業におきましては、大口顧客の獲得やソリューション販売売上等が堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における収益は 1,248,855 千円（前期比 117.8%）、営業利益は 299,093 千円（前期比 244.4%）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当期において、重要な資金調達はございません。

② 設備投資の状況

当期において重要な設備投資はございません。

③ 他の会社の株式その他の持分の取得状況

当社は、2018年11月22日付でネパールの大手総合金融グループである City Express Group と国際送金事業におけるグローバル展開の拡大を目的とした合弁会社 FinTech City 設立準備株式会社を設立しました。

当社は、2018年12月28日付でSBIソーシャルレンディング株式会社の全株式を譲渡し、当社の連結子会社から除外しております。

(3) 企業集団の各事業年度の財産及び損益の状況

	第5期	第6期	第7期	第8期 (当連結会計年度)
収 益 (百 万 円)	2,619	2,872	6,567	7,849
税引前当期利益(百万円)	484	543	899	1,272
当 期 利 益 (百 万 円)	445	366	798	940
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益 (百 万 円)	445	366	806	948
1 株当たり当期利益(円) (親会社の所有者に帰属)	21.13	18.54	35.24	41.19
総 資 産 (百 万 円)	10,654	12,210	25,029	29,796
純 資 産 (百 万 円) (親会社の所有者に帰属)	2,924	3,093	2,555	3,679
自 己 資 本 比 率 (%)	27.5%	25.3%	10.2%	12.3%

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業領域である電子商取引市場は、景気回復の影響やスマートフォン・タブレット端末の普及による新たな購買増加等により好調に推移する一方で、競争激化や低価格化が進行しており、その影響は決済事業者にも及んでおります。また、2019 年 10 月に予定されている消費増税や翌年のオリンピック開催など、間近に迫ったイベントに向け政府が打ち出した様々な「キャッシュレス推進・消費者還元策」による影響も懸念されています。一例として、中小企業認定を受けた加盟店に適用するクレジットカード手数料率の上限設定(3.25%以下)や、キャッシュレス決済で支払ったユーザーへのポイント還元率が店舗によって異なるなど、その適用範囲と実施方法については未だ明確になっていない部分も多く、全容が明らかになるにつれ、システム改修コストの問題や運用等にかかる懸念が払拭できない状況に業界全体があります。また QR コードなど一部の先行するキャッシュレス決済における巨額のポイントバックキャンペーン等を悪用したクレジットカードの不正利用が発覚するなど、様々な課題も浮き彫りになりました。近年加速度的に増加している不正アクセス等のサイバー攻撃による情報漏えい事故を受け、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指す対策も国をあげて対応が急がれています。

このような中、当社グループは主要事業である非対面および対面決済サービス事業の強化・拡充を着実に実行しつつ、加盟店へのカード情報非保持化等の啓蒙活動も含めセキュリティ対策を強化し、事業領域の拡大をグループ一丸となって強力に推し進め、業績の拡大を目指してまいります。また、システム運用の安定化、リスク管理の強化に重点をおき、コスト削減、組織体制・人事制度等の改革、人材の確保・育成を図りながら、持続的な成長と収益性を確保できる経営基盤を構築するため、以下の課題に鋭意取り組んでまいります。

① 法改正（割賦販売法、銀行法）への対応

当社グループの SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社で運営しているオンライン資産情報一元管理サービス（マネールック）に関しては、2018 年 6 月 1 日より改正銀行法が施行されたことを受け、金融庁へ電子決済等代行業者として 2019 年 4 月に登録が完了いたしました。株式会社ゼウスおよび株式会社 AXES Payment についても、同様に登録に向け、対応を行っております。

登録を受けるには、内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎や電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が必要とされています。特に登録審査に際しては、利用者保護を確保するため、システムリスク管理の審査に重点が置かれることから、当社としては電子決済サービス代行業に必要な水準を満たすシステムリスク管理体制が構築されるよう留意しつつ、登録申請手続きを進めております。

当社グループの決済事業の分野では、割賦販売法の改正が行われており、2018 年 6 月に施行されました。当社子会社の株式会社 AXES Payment は、この改正に伴ってクレジッ

トカード番号等取扱契約締結事業者として経済産業省に登録をするため、申請を行っております。登録要件として、株式会社 AXES Payment の顧客である EC 事業者（加盟店）との契約締結に関わる業務、加盟店契約締結時の調査、加盟店契約締結後の調査等に係るもの等、必要とされる具体的な体制構築を行い、申請手続きを進めております。

② 新サービスの開発と収益の多様化

当社グループは、主に非対面決済サービス事業における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分は非対面決済サービス事業に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上し、成長を図る上でサービスラインナップを拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。このため、決済システムを自社開発している強みを活かし、決済サービスとシナジー効果の高い集客・売上向上支援サービスや、決済サービス事業で培ったセキュリティ及びシステム開発に関するノウハウを活かしたセキュリティサービスの提供について検討を進めてまいります。

③ システム安定運用・運用業務改善によるコスト削減

営業力の強化により、当社データセンターで処理するデータ量はこの一年で飛躍的に増加いたしました。また、当社グループの決済サービスではリアルタイム処理が求められることから、システムの安定運用は極めて重要な課題であると認識しております。今後も対面決済サービス事業やグループシナジー展開の本格化に伴い、さらなるデータ処理量の増大や機能拡張が見込まれます。そのような中、「システムの安定運用」と「業務改善によるコスト削減」を同時に実現可能な社内体制を構築すべく、運用・管理業務の継続的な改善に取り組んでまいります。

④ 情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社グループが営む決済サービス事業では、クレジットカード情報などの重要情報を保有・管理しております。そのため、創業時より「安全・安心」を第一に考えた決済システムの構築とサービス提供に取り組み、日々あらゆる側面からセキュリティレベルの維持・検証を徹底し、改善を実施しております。代表的なものとしては、業界に先駆けでのプライバシーマーク取得、さらには ISO/IEC27001 (ISMS) および PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の認証を取得・維持しております。また、情報セキュリティ対策は「人的セキュリティ」を基本として成り立っているという考えから、社員一人一人に徹底した教育・研修を実施し、人為的事故の予防等に取り組んでおります。今後も、これまでに築いてきた信頼の維持・向上に努めてまいります。

⑤ 業務提携・M&A等の推進

当社グループは、顧客ニーズに対してスピーディーかつ包括的なソリューションの提示や、新たな事業領域への進出に向け、他企業との業務提携やM&A等を積極的に活用し、企業価値向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、グループ会社である株式会社 AXES Payment、株式会社ゼウス及び他の子会社の管理と業務の一部を受託することを主要業務としております。当社グループが営む決済サービス事業では、主に包括代理加盟契約を締結する加盟店に向けて、クレジットカード決済をはじめ、コンビニ決済、Pay-easy 決済、口座振替決済、銀行振込決済、キャリア決済、電子マネー決済等の多彩な決済方法を提供しております。また、決済サービス事業の主力である非対面決済サービス事業とシナジー効果の高い、サイト内検索サービスを提供するビジネスサーチテクノロジー株式会社を2014年5月に子会社化し、EC事業者支援サービスを提供しております。さらに2015年5月に株式会社ブロードバンドセキュリティを持分法適用関連会社化し、ITセキュリティサービスも開始いたしました。また、2017年4月からは、既存のEC事業者を対象とした各種サービスに加え、FinTech関連事業にも注力して今後の成長を加速させるため、SBI グループ3社（注）を子会社化して傘下に加え、新たにFinTech領域にも事業を拡大いたしました。SBI レミット株式会社は「国際送金サービス」、SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社は「バックオフィス支援クラウドサービス」などのサービスを提供しております。また、同年8月、韓国における少額海外送金業を主要事業とする SBI Cosmoney Co.,Ltd.を韓国の Coinplug, Inc と共同出資により設立し（現当社持分比率 97.14%）、2018年3月に事業を開始いたしました。また2018年11月に、ネパールの大手総合金融グループである City Express Group と、国際送金におけるアラブ諸国への進出を足掛かりに、グローバル展開の拡大を目的とする FinTech City 設立準備株式会社を設立し、サービス開始に向け現在準備を進めております。

（注）2017年4月に子会社化した SBI ソーシャルレンディング株式会社については、様々な外部環境変化に伴い、よりいっそうの企業価値向上を図っていくため検討を重ねた結果、2018年12月に他の SBI グループへ全株式を譲渡することを決議し、第3四半期末をもって当社の連結子会社からは除外されました。

(6) 企業集団の主要な事業所及び従業員の状況

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社 AXES Payment	東京都渋谷区
株式会社ゼウス	東京都渋谷区
ビジネスサーチテクノロジー株式会社	東京都渋谷区
SBI レミット株式会社	東京都港区
SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社	東京都港区
FinTech City 設立準備株式会社	東京都港区
SBI FinTech Solutions Korea Co.,Ltd.	韓国ソウル特別市
SBI Cosmoney Co.,Ltd.	韓国ソウル特別市

企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前年比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	147 名	1 名減	40 歳 6 カ月	6 年 6 カ月
女 性	130 名	1 名増	38 歳 8 カ月	6 年 1 カ月
合 計	277 名	—	39 歳 8 カ月	6 年 3 カ月

(注) 1. 上記使用人数には、契約社員・出向社員を含んでおり、外部への出向社員及び派遣社員、パートタイマーは含んでおりません。又、平均勤続年数は、グループ会社における所属期間を含んでおります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の株式のうち 72.41%は SBI ホールディングス株式会社により保有されております。

② 子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
株式会社 AXES Payment	100%	決済代行サービス及びデータ処理サービス
株式会社ゼウス	100%	決済代行サービス
AXES USA Inc.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Solutions Pte. Ltd.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Netherlands B.V.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd.	100%	IR 活動支援及び営業活動支援
ビジネスサーチテクノロジー株式会社	100%	サイト内検索エンジン及びクローラ等の研究開発・コンサルティング
AXES Hong Kong LIMITED	100%	海外カード会社の決済資金の振替
SBI レミット株式会社	100%	国際送金業
SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社	100%	バックオフィス支援サービスの提供
SBI Cosmoney Co., Ltd.	97.14%	韓国における国際送金業
FinTech City 設立準備株式会社	51%	国際送金業

(注1) 2018 年 12 月 28 日に SBI ソーシャルレンディング株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(注2) 2019 年 2 月 25 日に SBI Cosmoney Co., Ltd. の増資を引き受けたことにより当社持分率は 95%から 97.14%に変動しております。

(注3) 2018 年 11 月 22 日にネパールの大手総合金融グループである City Express Group と国際送金事業におけるグローバル展開の拡大を目的とした合弁会社 FinTech City 設立準備株式会社を設立しております。

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	SBI レミット株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,611 百万円
当社の総資産額	7,246 百万円

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	1,210 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	911 百万円

(9) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度については、期末配当金を1株につき17円といたしました。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 42,800,000 株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 23,037,422 株（自己株式 1,619,118 株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 1 名
- (4) 当事業年度末の預託証券保有者数 2,542 名

当社株式については、韓国 KOSDAQ 市場上場に際し、全ての発行済株式を韓国証券預託院（以下「KSD」）に預託し、これを裏付けに発行された預託証券（以下「KDR」）をもって上場するという手続を踏んでおります。このため、当事業年度末における株主数は1名となりますが、便宜上、以下ではKDR保有者を株主として記載しております。

(5) KDR の主要な保有者 (全 2,542 名中、上位 10 名)

	氏名又は名称	住所	株数	割合 (%)
1	SBI ホールディングス株式会社	東京都港区六本木 1 丁目 6-1	17,853,131	77.49%
2	SAMSUNG SECURITIES CO., LTD. (Timefolio Asset Management-KEB HANA Bank)	11, Seocho-daero 74-gil, Seocho-gu, Seoul, Korea	184,476	0.80%
3	KEB Hana Bank (INFINITY-Hanwha Life Variable Annuity)	35, Eulji-ro, Jung-gu, Seoul, Korea	139,966	0.61%
4	SHINHAN BANK (Golden Bridge Asset Management)	20, Sejong-daero 9-gil, Jung-gu, Seoul, Korea	107,940	0.47%
5	Lee Seoung Ju	34, Nambusunhwan-ro 317-gil, Seocho-gu, Seoul, Korea	106,000	0.46%
6	Chang mann soon	24, Bucheon-ro 391beon-gil, Bucheon-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	101,172	0.44%
7	Park Sang Hoon	107-3303, 300, Deulan-ro, Suseong-gu, Daegu, Korea	97,000	0.42%
8	SHINHAN INVESTMENT CO., LTD (Timefolio Asset Management-SHINHAN BANK)	70, Yeoui-daero, Yeongdeungpo-gu, Seoul, Korea	96,815	0.42%
9	GRANDEUR PEAK GLOBAL REACH FUND	37, Chilpae-ro, Jung-gu, Seoul, Korea	75,000	0.33%
10	SHINHAN BANK (BNK Asset Management)	20, Sejong-daero 9-gil, Jung-gu, Seoul, Korea	74,444	0.32%

(注) 当社普通株式は、KSD によって 100% 保有されており、上記は、KSD が当社普通株式を裏付資産として発行した KDR の保有者（当社普通株式の実質的保有者）の状況について記載しております。なお、持株比率は自己株式(1,619,118 株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

区分	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	行使期間	行使価格 (1株当たり)	保有する者の 人数
取締役 (社外取締役を除く)	36,000 個	普通株式 36,000 株	2020 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで	628 円	5 名
社外取締役	4,000 個	普通株式 4,000 株	2020 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで	628 円	2 名
監査役	6,000 個	普通株式 6,000 株	2020 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで	628 円	3 名
計	46,000 個	普通株式 46,000 株			10 名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	利害関係の有無
代表取締役	三 文 字 正 孝	株式会社ゼウス代表取締役 AXES USA Inc. 取締役 AXES Netherlands B.V. 取締役 AXES Hong Kong LIMITED 取締役	—
取 締 役	山 口 智 宏	営業・戦略企画担当 FinTech City 設立準備株式会社 取締役	—
取 締 役	知 念 哲 也	IT・業務管理・リスクマネジメント・ 総務人事担当 SBI レミット株式会社取締役	—
取 締 役	阿 部 純 一 郎	経営企画・財務・計数管理担当 株式会社ゼウス取締役 AXES Solutions Pte. Ltd. 取締役 AXES USA Inc. 取締役 AXES Netherland B.V. 取締役 AXES Hong Kong LIMITED 取締役 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 非常勤監査役 SBI レミット株式会社非常勤監査役 SBI Cosmoney Co., Ltd. 非常勤監査役 FinTechCity設立準備株式会社非常勤 監査役	—
取 締 役	金 子 雄 一	SBI インベストメント株式会社取締役 執行役員常務 Aviation Ventures 株式会社代表取締役 SBI FinTech Incubation 株式会社取 締役 SBI 地方創生支援株式会社監査役 SBI リーシングサービス株式会社取締 役 SBI-HIKARI P.E. 株式会社代表取締役 株式会社 EPARK フィナンシャルパー	—

		トナース 取締役 株式会社メディカルメンバーシステム取締役 SBI キャピタル株式会社代表取締役	
取 締 役	崔 世 泳	IR 担当 SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd. 代表理事 SBI Cosmoney Co., Ltd. 取締役	—
社 外 取 締 役	江 口 二 郎	公認会計士江口二郎事務所代表 監査法人やまぶき代表社員	当社との間に特別な利害関係はありません。
社 外 取 締 役	原 祐 二	公認会計士原事務所代表 株式会社カタリナ監査役	当社との間に特別な利害関係はありません。
常 勤 監 査 役	木 村 睦 彦	SBI ビジネス・ソリューションズ監査役	—
社 外 監 査 役	堤 広 太	堤広太公認会計士事務所代表	当社との間に特別な利害関係はありません。
監 査 役	林 理 恵 子	税理士法人グローバル・パートナーズ・コンサルティングシニアマネージャー 税理士法人グローバル・パートナーズ社員	当社との間に特別な利害関係はありません。
社 外 監 査 役	坂 本 朋 博	坂朋法律事務所代表 坂本公認会計士事務所代表 株式会社夢真ホールディングス社外取締役	当社との間に特別な利害関係はありません。

(注) 監査役坂本朋博氏は公認会計士及び弁護士の資格を、堤広太氏は公認会計士、林理恵子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

2018 年 6 月 22 日付定時株主総会終結時をもって社外監査役 茂木亮一氏は辞任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (2 名)	67 百万円 (4 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3 名)	13 百万円 (5 百万円)
合 計 (うち社外役員)	11 名 (5 名)	80 百万円 (10 百万円)

- (注) 1. 当社の取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額 216 百万円であり、監査役報酬限度額は年額 30 百万円であります。
2. 上記のほか、無報酬の取締役が 2 名おります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役	江 口 二 郎	当事業年度開催の取締役会 21 回のうち 21 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
社 外 取 締 役	原 祐 二	当事業年度開催の取締役会 21 回のうち 21 回出席し議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
社 外 監 査 役	堤 広 太	当事業年度開催の取締役会 21 回のうち 21 回、また監査役会 12 回のうち 12 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。

		す。
社 外 監 査 役	坂 本 朋 博	当事業年度開催の取締役会 21 回のうち 21 回、また監査役会 12 回のうち 12 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、弁護士及び公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分発揮できるように、現行定款に会社法第 427 条第 1 項の定めに従い、会社法第 423 第 1 項の損害賠償責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、それに基づいた責任限定契約を社外取締役及び社外監査役との間に締結しております。

(5) 会計監査人に関する事項

①名 称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	41 百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は会計監査人に対して、会計監査人としての報酬等の他、国外で開示される連結財務諸表、財務諸表の証明業務に係る報酬 5 百万円を支払っております。

③責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容の概要

内部統制システム構築に関する基本方針について以下のとおり体制等を整備する。

(1) 取締役の職務執行の法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を原則月1回、また必要に応じて随時開催し、経営上の重要な業務執行に関する意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
- ② 「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を誠実に遵守して業務を遂行することが取締役の責務であることを明示する。
- ③ 「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによって取締役のコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益をこうむらないよう通報者の保護を目的とする規定を「就業規則」及び「内部通報規程」に設ける。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理する。
- ② 取締役の業務執行に係る各種情報に関して、上記規程に基づき定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理し、管理方法として年1回以上、情報資産(紙・電子ファイル)台帳の作成を行い各部門長の承認の上、保有資産として確定し、管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に従い各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努める。
- ② リスク管理の責任者としてリスク管理担当役員を選任するとともに、リスク管理主管部署としてリスク管理部を設置する。
- ③ 各事業部門は、自部門のリスクをリスク管理部に報告する。また、事故・障害・損失等が発生した場合には、自らその解決にあたると同時に、所定の方法でリスク管理部に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営上の重要事項について事前の審議・検討・調整を行うため、代表取締役が指名する取締役及び従業員が出席する幹部会議を開催し、幹部会議において当該事業運営上の重要事項について審議・検討・調整した結果を取締役会に上程する。
- ② 取締役会は、代表取締役及び取締役の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び取締役は、これに基づき業務の執行にあたる。
- ③ 取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、各部署の分掌事項、

各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」を整備する。

- ④ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定時には月に 1 回、臨時には必要に応じて開催される。「取締役会規程」の改廃は取締役会決議により行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「就業規則」、「コンプライアンス規程」等の整備に加え、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、従業員に対する教育や研修等を行う。
- ② 「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによってコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益を被らないよう通報者の保護を目的とした項目を「就業規則」及び「内部通報規程」に設ける。
- ③ 内部監査室による監査を実施する。

(6) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の事業計画や実績を把握し、経営状態を総括的に管理評価するために、グループ会社と定期的に会議を行い、緊密な情報連携を図る。
- ② グループ会社の規程類を、当社に準じたものとする事で、グループ内業務の適正と効率を図る。
- ③ グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役、監査役をグループ各社の取締役、監査役にも充てると共に、適宜、当社の内部監査室による監査を実施する。
- ④ グループ会社の株主総会に関する議決権については、グループ全体の利益を考慮しそれに沿う形で行使する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人（以下「補助使用人」という。）に関する事項

監査役の求めに応じて必要なスタッフを適宜置き、また、内部監査室とも連携し、監査役の職務遂行に資する体制とする。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性を確保する体制とする。
- ② 補助使用人の人事及び評価に関する事項については監査役の意見を尊重する。

(9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役は、監査役が出席する取締役会において、監査役に報告すべき事項について報告する。

② 監査役が、重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができる体制とする。監査役に対し報告を行った使用人に対して不利な取り扱いは行わない。

(10) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループが監査役の職務執行上必要と認める、監査役が支出した費用について、監査役の償還請求に応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、監査役と月に一度、定期的に行われる会議にて、内部監査に係る進捗や社内の重要事項について報告及び意見交換を行い、監査役監査の実効性を高める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは上記、内部統制システム構築に関する基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(1) コンプライアンスに対する取組み

一年のサイクルの中で、コンプライアンスに係る点検を下記項目の通り実施し取締役への報告を行っております。

- ・コンプライアンスプログラム(年間計画)の作成
- ・コンプライアンス セルフアセスメント(点検)の上期、下期での実施
- ・コンプライアンス改善計画対応状況報告
- ・コンプライアンスレポート(状況報告)の中間、期末の作成

(2) 情報の保存及び管理について

リスク管理部のコントロールの下、各部門にて情報資産の棚卸を行っております。

当該、情報資産の棚卸を行う事で、法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書が「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、正しく管理されていることを確認しております。

(3) 損失の危険の管理及び効率的な取締役の業務執行について

会議体として代表取締役が指名する取締役及び従業員からなる「幹部会議」を設定しており、原則毎週火曜日に開催し、各部門のリスク及び効率的な業務執行の為の、情報共有を実施し対策及び施策等を検討しております。

また、取締役会は、月一回以上開催されており取締役及び監査役は上記会議体による検討も踏まえた上で、迅速な意思決定をしております。この他、取締役会開催時には月次業績の報告を実施する事で、経営上の重要な業務執行方針についても検討がなされております。

(4) 反社会的勢力排除について

反社会的勢力排除につきましては、リスク管理部による反社会的勢力の排除に関する研修を、全社員に実施しております。当該研修を行う事で、社員への啓もうとし反社会的勢力の排除について適正な知識を、周知しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われている事について

監査役は内部監査室との連携のため日常的に情報交換を行うほか、毎月定例にて会議を実施しております。当該連携会議を行う事で、実効的な監査役監査の為の基礎資料とし合わせて、監査役と内部監査室の間で実効的な監査やリスク管理等についての検討及び情報共有を行っております。

事業報告 附属明細書

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告に記載のとおり

第8期

連 結 計 算 書 類

自	2018年4月1日
至	2019年3月31日

SBI FinTech Solutions株式会社

連結財政状態計算書
(2019年 3月 31日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,789,649	流動負債	24,737,503
現金及び預金	22,476,990	短期借入金	3,782,173
棚卸資産	1,850	仕入債務及びその他の債務	19,882,383
売上債権及びその他の債権	3,821,203	未払法人所得税	370,774
未収還付法人所得税	59	引当金	168,071
その他の金融資産	74,479	その他の金融負債	2,757
その他の流動資産	415,068	その他の流動負債	531,345
		非流動負債	1,318,852
		長期借入金	1,176,375
		その他の金融負債	1,301
		引当金	86,581
		その他の非流動負債	54,595
非流動資産	3,007,175	負債合計	26,056,355
有形固定資産－純額	340,499	(純資産の部)	
のれん	95,064	株主資本	3,679,745
無形資産	927,295	資本金	1,452,667
持分法で会計処理されている投資	771,548	資本剰余金	△ 16,189
繰延税金資産	376,134	利益剰余金	2,789,334
その他の金融資産	496,052	自己株式	△ 521,597
その他の非流動資産	583	累積その他の包括利益	△ 24,470
		親会社の所有者に帰属する持分合計	3,679,745
		非支配持分	60,724
		資本合計	3,740,469
資産合計	29,796,824	負債・資本合計	29,796,824

連結包括利益計算書
(自2018年 4月 1日 至2019年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
収益	7,849,624
売上原価	△ 2,234,556
売上総利益	5,615,068
販売費	△ 1,678,152
管理費	△ 2,440,296
その他の収益・費用	△ 95,867
営業利益	1,400,753
金融収益	24,552
為替差損	△ 16,575
財務費用	△ 134,244
持分法による投資利益	△ 2,161
税引前当期利益	1,272,325
法人所得税	△ 499,455
継続事業からの当期利益	772,870
非継続事業からの当期利益	167,631
当期利益	940,501
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 金融資産の純変動	△ 1,707
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
為替換算調整勘定	△ 16,867
税引後その他の包括利益合計	△ 18,574
当期包括利益	921,927
当期利益の帰属	
親会社の所有者	948,837
非支配持分	△ 8,336
当期利益	940,501
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者	930,835
非支配持分	△ 8,908
当期包括利益	921,927

連結持分変動計算書
(自2018年 4月 1日 至2019年 3月 31日)

(単位:千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
期首残高	1,452,667	1,314,224	△ 1,847,192	△ 532,968	2,163,021	△ 521,597
当期変動額						
剰余金の配当					△ 322,524	
当期利益					948,837	
新株発行増資						
新株予約権の発行						
共通支配下の企業結合による影響						
支配継続子会社に対する持分変動			1,422	1,422		
新規連結による変動						
連結子会社株式の売却による持分の増減			520,295	520,295		
子会社の増資による持分の変動			△ 4,938	△ 4,938		
株主資本以外の項目の当期変動額						
当期変動額合計	-	-	516,779	516,779	626,313	
当期末残高	1,452,667	1,314,224	△ 1,330,413	△ 16,189	2,789,334	△ 521,597

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	累積その他の包括利益			親会社の所有者 に帰属する持分合 計		
	その他の包括利 益を通じて公正価 値で測定する金融 資産の純変動	為替換算調整勘 定	累積その他の包括 利益合計			
期首残高	Δ 58	Δ 6,051	Δ 6,109	2,555,014	15,335	2,570,349
当期変動額			-	-		
剰余金の配当			-	Δ 322,524		Δ 322,524
当期利益			-	948,837	Δ 8,908	939,929
新株発行増資			-	-		-
新株予約権の発行			-	-		
共通支配下の企業結合 による影響			-	-		-
支配継続子会社に対す る持分変動			-	1,422		1,422
新規連結による変動			-	-	49,000	49,000
連結子会社株式の売却 による持分の増減			-	520,295	-	520,295
子会社の増資による持 分の変動		Δ 359	Δ 359	Δ 5,297	5,297	-
株主資本以外の項目の 当期変動額	Δ 1,707	Δ 16,295	Δ 18,002	Δ 18,002	-	Δ 18,002
当期変動額合計	Δ 1,707	Δ 16,654	Δ 18,361	1,124,731	45,389	1,170,120
当期末残高	Δ 1,765	Δ 22,705	Δ 24,470	3,679,745	60,724	3,740,469

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により、IFRS で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は 12 社であります。

主要な連結子会社は、株式会社 AXES Payment、株式会社ゼウス、ビジネスサーチテクノロジー株式会社、SBI レミット株式会社、SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社であります。

当期において、SBI ソーシャルレンディング株式会社の全発行済株式を売却し、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数は 1 社であり、株式会社ブロードバンドセキュリティであります。

(4) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

持分法適用関連会社である株式会社ブロードバンドセキュリティの決算日は 6 月 30 日であり、当該関連会社については当社の連結計算書類と同じ日付で作成された計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融商品

当社グループが金融商品契約の契約当事者となる場合に連結財政状態計算書において金融資産及び金融負債を認識しております。

当社グループは IFRS 第 9 号「金融商品」（2010 年 10 月改訂）を早期適用しております。IFRS 第 9 号「金融商品」は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の適用対象となる金融資産に対し、償却原価又は公正価値により事後測定することを要求しております。特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有され、かつ、元本及び元本残高に対する利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを生じさせる負債性金融商品は、以後の会計期間末において償却原価で測定されます。その他のすべての負債性金融商品及び資本性金融

商品は、以後の会計期間末において公正価値で測定されます。

(i) 当初認識及び当初測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった場合に認識されます。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTPL の金融資産）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、FVTPL の金融負債）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。FVTPL の金融資産及び FVTPL の金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

売買目的以外で保有する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTOCI の金融資産）として指定しております。

(ii) 相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識している金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済する場合、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(iii) 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTPL の金融資産」又は「FVTOCI の金融資産」に当初認識時に分類されます。

1) 償却原価で測定される金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償却原価

で、事後測定されます。

2) FVTPL の金融資産

償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。

3) FVTOCI の金融資産

当社グループは当初認識時点に、売買目的のために保有されていない資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているものでなければ純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

(iv) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、現金及び容易に一定の金額に現金化が可能な流動性の高い金融資産であり、預入時点から満期日までが3ヶ月以内の短期定期預金を含んでおります。

(v) 非デリバティブ金融負債

金融負債には、短期借入金、仕入債務及びその他の債務及び長期借入金があり、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

(vi) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転しかつ、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。

(vii) 公正価値測定

当社グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当社グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的

な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析が含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当社グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(viii) 金融資産の減損

当社グループは、IFRS 第9号の適用により、償却原価で測定する金融資産等の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない売上債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

(ix) デリバティブ金融商品

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。デリバティブの公正価値変動額は連結包括利益計算書において為替差損益に含めて表示しております。

(x) 資本

4) 普通株式

当社が発行した普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

5) 自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。棚卸

資産の内、仕掛品は個別法、その他の棚卸資産の原価は先入先出法で決定します。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額を示しています。

棚卸資産を評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである場合には、評価減の戻入を行っております。戻入れ後の帳簿価額は取得原価と新たな正味実現可能価額とのいずれか低い方の額で認識しております。評価減の戻入額は純損益として認識しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定に「原価モデル」を採用しております。

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

建設仮勘定を除いた当社グループの主な有形固定資産は、見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。有形固定資産の残存価値と耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来にむかって適用しております。

区分	見積耐用年数	償却方法
建物附属設備	8～15 年	定額法
工具器具及び備品	3～20 年	定額法

有形固定資産の廃棄及び処分によって発生する利益や損失は売却代金と帳簿価額の差異により測定し、これを純損益として認識しております。

(ii) 無形資産

当社グループは、無形資産の測定に「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

(b) 無形資産の償却

無形資産は見積耐用年数にわたって定額法で償却しており、見積耐用年数は以下のとおりであります。

区分	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	3～5年	定額法

耐用年数を確定できる無形資産の残存価値と耐用年数及び償却方法は、連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

なお、当社グループは耐用年数を決定することができない無形資産を保有しておりません。

(c) 無形資産の認識の中止

無形資産は処分時点、又は利用や処分から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。無形資産の認識の中止によって発生する利得や損失は正味処分収入と帳簿価額の差額により測定し、その利得や損失は資産の認識を中止した連結会計年度に損益として認識しております。

④ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位(又は、資金生成単位のグループ)に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年、又はその生成単位に減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行います。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、減損損失を、まず当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れません。

資金生成単位を処分する場合、配分されたのれん金額は処分損益額の決定に含めます。

⑤ 重要な引当金の計上基準

引当金は過去の事象から生じた法的債務又は推定的債務として、当該債務を履行する可能性が高く、その債務の履行に係る金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

引当金として認識する金額は関連する事象と状況についての不可避なリスクと不確実性を考慮した上での現在の債務の履行に係る支出の連結会計年度終了日現在の最善の見積り値であり、現在の債務を履行するために予想される将来キャッシュ・フローを用いて測定し、引当金の帳簿価額は当該キャッシュ・フローの現在価値であります(貨幣の時間価値が重要な場合)。

引当金の決済に必要な支出額の一部又は全部を第三者が返済することが予想される場合、債務の履行時点で第三者が返済することがほぼ確実であり、当該金額を信頼性をもって測定できる場合に限って当該返済額を資産として認識します。

⑥ 収益の認識

(i) 役務の提供

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS第15号の明確化」(以下「IFRS第15号」という。)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

IFRS第15号の適用に伴い、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、決済サービス事業、個人向けマネーサービス事業及び企業支援サービス事業の事業セグメントから構成されており、これらの収益については、サービスの提供完了時点において履行義務が充足されると判断しており、サービス完了時点で収益を認識しております。

(ii) 配当収益及び利息収益

配当収益は、支払を受ける株主の権利が確定した時点に認識しております。

利息収益は、実効金利法に基づいて認識しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(i) 外貨建取引

各連結対象企業に含まれる個別財務諸表はその企業の営業活動が行われる主たる経済環境の通貨(機能通貨)で表示されます。連結財務諸表の作成のための各子会社の財政状態、経営成績は、当社の機能通貨であり、連結財務諸表の表示通貨である日本円で示されます。

子会社の財務諸表の作成において、その企業の機能通貨以外の通貨で行われた取引は取引日の為替レートで記録されます。連結会計年度終了日の外貨建貨幣性項目

は連結会計年度終了日の為替レートで再換算されます。外貨の機能通貨への換算に関連して発生する為替差損益はその期間の純損益として認識されます。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

連結財務諸表を作成するために当社グループに含まれている海外子会社の資産と負債は連結会計年度終了日の為替レートを使用して日本円に換算されます。為替レートが連結会計年度にわたって異常に変動して取引日の為替レートを使用すべき状況でない限り、損益項目は連結会計年度の平均為替レートで換算し、発生した為替差額はその他の包括利益（損失）として認識し、資本（適切な場合は非支配持分の配分）に累積されます。又、海外事業を処分する場合に海外事業に関連する為替差損益累計額はその他の包括利益から純損益に組替えています。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS 第 15 号の明確化」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を適用しております。

IFRS 第 15 号の適用に伴い、IFRS 第 9 号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の 5 ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、決済サービス事業、個人向けマネーサービス事業及び企業支援サービス事業の事業セグメントから構成されており、これらの収益については、サービスの提供完了時点において履行義務が充足されると判断しており、サービス完了時点で収益を認識しております。

上記 5 ステップアプローチに基づき、顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより、従来売上原価として会計処理していた一部を、当連結会計年度より収益の減額として会計処理しております。この結果、従前の会計基準を適用した場合と比べ、当連結会計年度の連結包括利益計算書において、収益及び売上原価がそれぞれ 6,788,513 千円減少しており

ます。

なお、この基準の適用による当社グループの当期利益又は財政状態に与える影響はありません。

IFRS 第9号「金融商品」

（金融資産の減損）

当社グループは、IFRS 第9号の適用により、償却原価で測定する金融資産等の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識する方法に変更しております。

当社グループは、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない売上債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

非継続事業に分類した事業に係る損益は、連結包括利益計算書において継続事業の当期利益の後に法人所得税費用控除後の金額で区分表示しております。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

（1）資産から直接控除した引当金

売上債権及びその他の債権 13,354 千円

（2）有形固定資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

減価償却累計額 564,441 千円

5. 連結包括利益計算書に関する注記

(1) 非継続事業

当社は、2018年12月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSBIソーシャルレンディング株式会社の全株式を、当社の親会社であるSBIホールディングスの関係会社に譲渡することを決定し、2018年12月14日付で株式譲渡契約を締結、2018年12月28日付で全株式を譲渡しました。また、当該株式の譲渡実行をもってSBIソーシャルレンディング株式会社は当社グループの連結対象から除外しております。これにより、当社グループは、2017年4月1日から支配喪失日までの個人向けマネーサービス事業の内、SBIソーシャルレンディング株式会社の損益は、継続事業から分離して非継続事業として表示しております。

非継続事業の業績は以下の通りであります。

	単位:千円
収益	582,921
費用	387,945
非継続事業からの税引前当期利益	194,976
法人所得税費用	27,345
非継続事業からの当期利益	167,631
非継続事業からの当期利益の帰属	
親会社の所有者	167,631
非支配持分	—
非継続事業からの当期利益	167,631

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年 度減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	24,656,540	—	—	24,656,540
合計	24,656,540	—	—	24,656,540

(2) 当連結会計年度末の自己株式

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
自 己 株 式	1,619,118	-	-	1,619,118
合 計	1,619,118	-	-	1,619,118

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の総 額(円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月29日 取締役会	普通 株式	322,523,908	利益剰余金	14	2018年 3月31日	2018年 6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となる予定のもの

2019年5月29日開催の取締役会において、次の議案を付議いたします。

- ・配当金の総額 391,636,174 円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 17 円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び主要な子会社は、資金運用については一部のFVTPLの金融資産を除き短期的な預金によりおこなっております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

経営者は連結財務諸表上、すべての償却原価で測定された金融資産と金融負債の帳簿価額は公正価値に近似しているものと判断しております。また、当社が保有するFVTPLの金融資産は割引将来キャッシュフローにより公正価値を見積もっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者に帰属する持分 159 円 73 銭
- (2) 基本的1株当たり当期利益 41 円 19 銭

(3) 希薄化後 1 株当たり当期利益

40 円 78 銭

9. 後発事象

(1) 資金の借入

当社は、2019 年 3 月 29 日開催の取締役会において、以下の資金の借入について決議し、実行いたしました。

資金使途 「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に伴う大型連休に対する当社グループの運転資金確保のため

借入先 株式会社みずほ銀行

決議金額 4,600,000 千円

実借入金額 3,000,000 千円

借入期間 2019 年 4 月 24 日～2019 年 5 月 9 日

担保の有無 無担保

(2) 子会社の履行保証に関するスポンサー・レターの差し入れ

SBI レミット株式会社は国際送金事業における関東財務局への供託金に代えて株式会社あおぞら銀行より、極度額 3,000,000 千円（極度額は最大 5,000,000 千円まで増額可能）の履行保証の提供を受けております。

当社は、2019 年 4 月 11 日開催の取締役会において、当該履行保証に関してスポンサー・レターを差し入れることを決議し、2019 年 4 月 26 日に株式会社あおぞら銀行に差し入れました。

第8期

計 算 書 類

自	2018年4月1日
至	2019年3月31日

SBI FinTech Solutions株式会社

貸借対照表

(2019 年 3 月 31 日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 464, 691	流動負債	2, 550, 504
現金及び預金	1, 130, 968	短期借入金	2, 182, 624
売掛金	183, 540	未払金	62, 788
前払費用	90, 710	未払費用	31, 528
リース債権	33, 969	未払法人税等	202, 512
立替金	1, 280	未払消費税等	31, 709
その他	24, 221	預り金	15, 319
		賞与引当金	10, 485
		その他	13, 535
		固定負債	1, 269, 206
固定資産	5, 782, 021	長期借入金	1, 183, 131
有形固定資産	255, 280	資産除去債務	86, 075
建物	158, 537		
工具器具備品	96, 742	負債合計	3, 819, 711
無形固定資産	237, 454	(純資産の部)	
ソフトウェア	71, 026	株主資本	3, 421, 525
ソフトウェア仮勘定	164, 125	資本金	1, 452, 667
電話加入権	2, 303	資本剰余金	1, 991, 803
投資その他の資産	5, 289, 286	資本準備金	1, 402, 667
リース債権	88, 163	その他資本剰余金	589, 136
出資金	126, 886	利益剰余金	494, 974
関係会社株式	4, 745, 790	その他利益剰余金	494, 974
敷金	233, 489	繰越利益剰余金	494, 974
長期前払費用	109	自己株式	△517, 919
繰延税金資産	94, 847	新株予約権	5, 476
		純資産合計	3, 427, 002
資産合計	7, 246, 713	負債・純資産合計	7, 246, 713

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
業務受託収入	2, 135, 175	2, 135, 175
売上原価		772, 398
売上総利益		1, 362, 776
販売費及び一般管理費		1, 215, 264
営業利益		147, 511
営業外収益		
受取利息	8, 466	
匿名組合出資利益	2, 705	
雑収入	722	11, 895
営業外費用		
支払利息	36, 232	
銀行融資手数料	832	
為替差損	1, 246	
その他	169	38, 481
経常利益		120, 926
特別利益		
関係会社株式売却益	395, 603	395, 603
特別損失		
固定資産除却損	13	13
税引前当期純利益		516, 515
法人税、住民税及び事業税	187, 817	
法人税等調整額	△ 21, 290	166, 527
当期純利益		349, 989

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,452,667	1,402,667	589,136	1,991,803	467,509	467,509	△517,919	3,394,060
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△322,523	△322,523	-	△322,523
当期純利益	-	-	-	-	349,989	349,989	-	349,989
当期変動額合計	-	-	-	-	27,465	27,465	-	27,465
当期末残高	1,452,667	1,402,667	589,136	1,991,803	494,974	494,974	△517,919	3,421,525

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	5,476	3,399,537
当期変動額		
新株の発行	-	-
剰余金の配当	-	△322,523
当期純利益	-	349,989
当期変動額合計	-	27,465
当期末残高	5,476	3,427,002

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2) その他有価証券(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法により評価しております。

ただし、匿名組合への出資金については、匿名組合の財産の持分相当額により評価しております。

② デリバティブの評価基準

時価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15 年
----	--------

工具器具備品	3～20 年
--------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

1) 従業員の当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、従業員に株式増価受益権を付与しております。当事業年度末における公正な評価単価に基づき計上しております。

2) 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「従業員等に対して権利確定条件付有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第 36 号 平成 30 年 1 月 12 日。以下「実務対応報告第 36 号」という。）等を平成 30 年 4 月 1 日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第 8 号 平成 17 年 12 月 27 日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第 36 号の適用については、実務対応報告第 36 号第 10 項（3）に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第 36 号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、「7. 税効果会計に関する注記」を変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)

減価償却累計額 561,238 千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 188,694 千円

短期金銭債務 15,807 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,118,988 千円

業務委託費 74,854 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末の自己株式

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自 己 株 式	1,619,118	-	-	1,619,118
合 計	1,619,118	-	-	1,619,118

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

賞与引当金	3,210
未払事業所税	1,052
未払事業税	5,403
ソフトウェア仮勘定	94,943
減価償却超過額	324
出資金	325
資産除去債務	26,356
子会社に対する寄付金	96,575
その他	4,538
繰延税金資産小計	232,730
評価性引当額	△126,828
繰延税金資産合計	105,901

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	11,054
繰延税金負債合計	11,054
繰延税金資産の純額	94,847

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	株 式 会 社 AXES Payment	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入 (注) 1	728, 407	売掛金	60, 608
				当社銀行借入 に対する被保 証 (注) 2	887, 321		
子 会 社	株式会社ゼウス	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入 (注) 1	1, 329, 914	売掛金	114, 438
				当社銀行借入 に対する被保 証 (注) 2	487, 321		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社が子会社に対し経営に関する助言・決済代行業に関連する情報管理サービスなどの業務の受託、グループ運営による収入であります。取引条件は每期協議の上、合理的に決定しております。取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。
- (注) 2. 当社は、銀行借入に対して株式会社 AXES Payment・株式会社ゼウスより連帯保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末において各社が保証する限度額を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	148 円 52 銭
1 株当たり当期純利益	15 円 19 銭

10. 後発事象

(1) 資金の借入

当社は、2019 年 3 月 29 日開催の取締役会において、以下の資金の借入について決議し、実行いたしました。

資金使途	「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に伴う大型連休に対する当社グループの運転資金確保のため
借入先	株式会社みずほ銀行
決議金額	4,600,000 千円
実借入金額	3,000,000 千円
借入期間	2019 年 4 月 24 日～2019 年 5 月 9 日
担保の有無	無担保

(2) 子会社の履行保証に関するスポンサー・レターの差し入れ

SBI レミット株式会社は国際送金事業における関東財務局への供託金に代えて株式会社あおぞら銀行より、極度額 3,000,000 千円（極度額は最大 5,000,000 千円まで増額可能）の履行保証の提供を受けております。

当社は、2019 年 4 月 11 日開催の取締役会において、当該履行保証に関してスポンサー・レターを差し入れることを決議し、2019 年 4 月 26 日に株式会社あおぞら銀行に差し入れました。

【附属明細書】

【固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形 固定 資産	建物	176,566	2,044	-	20,073	158,537	259,082	417,619
	工具器具備品	87,131	58,272	13	48,646	96,742	302,155	398,898
	計	263,697	60,316	13	68,719	255,280	561,238	816,518
無形 固定 資産	ソフトウェア	84,941	16,774	-	30,690	71,026		
	ソフトウェア 仮勘定	149,520	31,380	16,774	-	164,125		
	電話加入権	2,303	-	-	-	2,303		
	計	236,764	48,154	16,774	30,690	237,454		
投資 その 他の 資産	長期前払費用	872	-	762	-	109		

(注) 1. 「減価償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

(注) 2. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	決済システム用サーバーの取得	58,272 千円
ソフトウェア	決済システム用ソフトウェアの取得	15,073 千円
ソフトウェア仮勘定	決済システム用ソフトウェアの取得	28,579 千円

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	36,855	11,837	18,922	19,285	10,485

(注) 「その他」は賞与引当金戻入額であります。

【販売費及び一般管理費の明細】

(単位：千円)

科目	金額	摘要
業務委託費	137,770	
広告宣伝費	4,204	
交際費	1,089	
支払手数料	40,924	
役員賞与	2,150	
役員報酬	78,165	
給料手当	511,300	
法定福利費	85,931	
厚生費	8,238	
退職給付費用	23,250	
賞与引当金繰入	10,000	
賞与引当金戻入	△19,285	
通勤費	13,348	
派遣料	56,565	
会議費	350	
旅費交通費	7,668	
通信費	10,156	
消耗品費	7,440	
事務用品費	1,620	
修繕費	5,693	
水道光熱費	22,432	
新聞図書費	1,154	
諸会費	1,363	
支払保険料	3,898	
減価償却費	19,523	
地代家賃	111,499	
リース料	501	
租税公課	21,496	
雑費	335	
関係会社費	46,491	
計	1,215,264	

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

SBI FinTech Solutions 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	森	田	健	司	印
業務執行社員						

指定有限責任社員	公認会計士	古	谷	大	二	郎	印
業務執行社員							

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBI FinTech Solutions 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、SBI FinTech Solutions 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

SBI FinTech Solutions 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	健	司	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	谷	大	二	郎	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---	---

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき SBI FinTech Solutions 株式会社の 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月29日

SBI FinTech Solutions 株式会社 監査役会

常勤監査役 木 村 睦 彦 印

社外監査役 堤 広 太 印

社外監査役 坂 本 朋 博 印

監 査 役 林 理恵子 印

剰余金の配当に関する資料

当事業年度(第8期)の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、下記のとおりとする。

記

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき17円
総額 391,636,174円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日

以上

【別添2】

参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社の現在の営業の実態及び今後の事業展開に鑑み、事業目的の修正を行うものであります。
(変更案第2条)
- ② 今後の事業展開に備え、機動的な資金政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を98,620,000株に増加させるものであります。(変更案第6条)
- ③ 当社は、2019年4月11日付「新規上場予備申請に関する取締役会決議のお知らせ」にてお伝えしているとおり日本国内上場に向けた手続を行っているところ、かかる手続に伴い、以下の各定款変更を行うものであります。
 - a 当社の株式を指定振替機関の振替業における取扱いの対象とするため、当社の発行する株式について株券を発行する旨の規定（現行定款第7条）を削除。
 - b 上場に際して公募が必要となることから、公募の制限となり得る規定を修正。また、東京証券取引所の規則上、一定規模以上の第三者割当てを行う場合及び支配権の異動を伴う第三者割当てを行う場合には、①独立第三者による意見の入手又は②株主総会決議等による株主の意思確認が求められ、既存株主の利益を保護するための特別な手続が定められているところ、上記手続を遵守した上で行われる第三者割当ての実施が制限されることがないように、制限となり得る文言を修正。(変更案第7条)
 - c 当社の株式と預託証券が同時に金融商品取引所等に上場されている状況を想定した規定となるよう、該当規定を修正。また、現行定款の内容を前提とすると、今回の株式上場に際する公募の価格に一定の制限がかかり、公募における価格決定プロセスに支障が生じる可能性があるため、かかる規定を修正。(変更案第8条)
 - d 東京証券取引所の上場審査における形式要件として、「単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること」が定められていることから、単元株式制度を導入し、また、単元未満株式についての権利の規定を新設。(変更案第11条、第12条)
 - e 単元株式制度の導入に伴い、単元未満株式を保有する株主が、発行会社から自己株式の譲渡を受けることにより、単元未満の状態を解消する手段が残されていることが望ましいことから、単元未満株主による売渡請求に関する規定を新設。(変更案第13条)
 - f 定時株主総会の開催場所を柔軟に決定することを可能とするため、定時株主総会の開催場所に関する規定（現行定款第18条）を削除。
 - g 上場会社においては株主総会の招集を省略することについて株主全員の同意を得ることは現実的に想定されないことから、株主総会の招集手続の省略に関する規定（現行定款第20条第3項）を削除。
 - h 日本の会社法の内容や日本の上場会社における一般的な定款規定及び日本と韓国での並行上場となる当社の特殊性を踏まえ、韓国商法も意識しつつ株主総会の定足数要件及び決議要件を修正。(変更案第23条、第28条、第38条)
 - i 株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止するため、株主総会に出席する代理人の資格について議決権を有する株主1名に限定するとともに、KSDについては、同様の趣旨及びDR保有者による総会出席時の本人確認の円滑な実施の必要性の観点から、保管機関及び当該株式預託証券の保有者のみを代理人とすることを認めることを内容とする修正。(変更案第24条)

- ④ その他、会社法の条文に即した語句の修正、表現の統一、上記各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、SBI FinTech Solutions 株式会社と称し、 英文で SBI FinTech Solutions Co., Ltd.と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (2) クレジットカード等のオンライン与信ネットワークの運用と提供 (3) クレジットカード等の決済業務（外貨建てを含む。）の代行業務（<u>加盟店が行う映像送信型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第8項に規定するものをいう。）における決済業務の代行業務は除く。</u>） (4) 加盟店の売上データ集計 (5) クレジットカード等の会員募集代行及び加盟店の募集代行業務 (6) 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段に関する事業、資金移動に関する事業 (7) 電子商取引のシステム構築に関する情報提供及びコンサルティング業務 (8) インターネットのアクセスサービス業 (9) インターネット上のホームページの企画、制作及び運営 (10) インターネットを利用した情報システム、通信システム及び通信ネットワ	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、SBI FinTech Solutions 株式会社と称し、 英文で SBI FinTech Solutions Co., Ltd.と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 (2) クレジットカード等のオンライン与信ネットワークの運用と提供 (3) クレジットカード等の決済業務（外貨建てを含む。）の代行業務 (4) 加盟店の売上データ集計 (5) クレジットカード等の会員募集代行及び加盟店の募集代行業務 (6) 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段に関する事業、資金移動に関する事業 (7) 電子商取引のシステム構築に関する情報提供及びコンサルティング業務 (8) インターネットのアクセスサービス業 (9) インターネット上のホームページの企画、制作及び運営 (10) インターネットを利用した情報システム、通信システム及び通信ネットワ

ークの企画、設計、開発及び運用 (11) インターネットを利用した各種情報配信の受託 (12) 情報処理サービスに関する全ての情報提供並びに研究開発及びコンサルティング業務 (13) 宣伝及び広告等の受託並びに取次 (14) 電子機器、通信機器及びそれに関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸、輸出入業務及び、これらの仲介、媒介に関する事業 (15) 有価証券の売買・保有・運用、金融投資に関する取引及びコンサルティング業務 <u>(16) 銀行代理業</u> (17) コンピュータハードウェア及びソフトウェアの保守、管理等のサービス業 (18) コンピュータシステムの企画・開発業 (19) コンピュータシステムの受託開発業 (20) コンピュータ技術者等の派遣業 (21) コンピュータネットワークを利用した各種商品の通信販売業 (22) コンピュータ関連の教育及び出版業 (23) 一般労働者派遣業 (24) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、計算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負 (25) 財務書類の作成、財務に関する調査及び企画・立案 <u>(26) 経営一般に関するコンサルティング業務</u> (27) 研修・セミナーの企画、運営、並びに請負業務 (28) コンピュータ、コンピュータ相互間の情報搬送機械、通信機器、それらの周辺機器、及びソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務 (29) コンピュータ、コンピュータ相互間の情報搬送機械、通信機器、それらの周辺機器、及びソフトウェアの保守メンテナンスサービス、並びに動作検証	ークの企画、設計、開発及び運用 (11) インターネットを利用した各種情報配信の受託 (12) 情報処理サービスに関する全ての情報提供並びに研究開発及びコンサルティング業務 (13) 宣伝及び広告等の受託並びに取次 (14) 電子機器、通信機器及びそれに関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売、賃貸、輸出入業務及び、これらの仲介、媒介に関する事業 (15) 有価証券の売買・保有・運用、金融投資に関する取引及びコンサルティング業務 (削除) (16) コンピュータハードウェア及びソフトウェアの保守、管理等のサービス業 (17) コンピュータシステムの企画・開発業 (18) コンピュータシステムの受託開発業 (19) コンピュータ技術者等の派遣業 (20) コンピュータネットワークを利用した各種商品の通信販売業 (21) コンピュータ関連の教育及び出版業 (22) <u>労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣業及び特定労働者派遣事業</u> (23) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、計算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負 (24) 財務書類の作成、財務に関する調査及び企画・立案 (削除) (25) 研修・セミナーの企画、運営、並びに請負業務 (26) コンピュータ、コンピュータ相互間の情報搬送機械、通信機器、それらの周辺機器、及びソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務 (27) コンピュータ、コンピュータ相互間の情報搬送機械、通信機器、それらの周辺機器、及びソフトウェアの保守メンテナンスサービス、並びに動作検証
---	--

サービスの提供 (30) インターネットでの広告業務 (31) 広告代理業 <u>(32) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u> <u>(33) 有料職業紹介業</u> (34) 採用、考課、研修、給与等の人事に関する事業の請負及びその仲介 (35) 事務所管理、文書管理等の総務に関する事務の請負及びその仲介 (36) 図書、書籍の出版、販売業務 (37) 事務機、文房具、電子応用機器及びそれらの附属関連機器の製造、研究開発並びに販売 (38) 企業経営コンサルタント業並びに労務管理コンサルタント業 <u>(39) 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務及び自動車賠償保障法に基づく保険代理業</u> <u>(40) 不動産の所有、売買、賃貸、管理</u> <u>(41) 日本及びアジア各国におけるインターネットを利用した個人間融資の仲介市場にかかる、法律、税務面その他必要な事項の調査業務</u> <u>(42) 日本及びアジア各国におけるインターネットを利用した個人間融資事業会社の設立の準備業務</u> <u>(43) インターネットを利用した個人間融資事業にかかるコンピューターシステムの設計及び構築業務</u> (44) 貸金業 <u>(45) 金融商品取引法に基づく第2種金融商品取引業</u> (新設) (46) 両替商 <u>(47) 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務</u> <u>(48) 住宅ローンの代理業務</u> <u>(49) 古物売買および委託販売</u> (新設) (50) 前各号の事業又はこれらに関連する事業への投資 (51) 前各号に記載する事業を営む会社、	サービスの提供 (28) インターネットでの広告業務 (29) 広告代理業 (削除) (削除) (30) 採用、考課、研修、給与等の人事に関する事業の請負及びその仲介 (31) 事務所管理、文書管理等の総務に関する事務の請負及びその仲介 (32) 図書、書籍の出版、販売業務 (33) 事務機、文房具、電子応用機器及びそれらの附属関連機器の製造、研究開発並びに販売 (34) 企業経営コンサルタント業並びに労務管理コンサルタント業 (削除) (削除) (削除) (削除) (35) 貸金業 (削除) <u>(36) 債権の譲渡</u> (37) 両替商 (削除) (削除) (38) 古物売買及び委託販売 <u>(39) 電子決済等代行業</u> (40) 前各号の事業又はこれらに関連する事業への投資 (41) 前各号に記載する事業を営む会社、
---	---

これに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (52) 前各号に記載する事業を営む会社、これに相当する事業を営む外国会社の業務の一部又は全部を受託すること (53) 前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 2 当社の株式又は当社の株式を裏付資産としている預託証券（以下「株式預託証書」という。）が外国の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）に上場されている場合、当社は、前項の公告を行うときは、当該国においても、同公告に準ずる内容を、当該国の関連法規及び一般的な慣行に従って公告するものとする。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>42,800,000</u> 株とする。	これに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (42) 前各号に記載する事業を営む会社、これに相当する事業を営む外国会社の業務の一部又は全部を受託すること (43) 前各号に付帯関連する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 2 当社の株式又は当社の株式を裏付資産としている預託証券（以下「株式預託証書」という。）が外国の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）に上場されている場合、当社は、前項の公告を行うときは、当該国においても、同公告に準ずる内容を、当該国の関連法規及び一般的な慣行に従って公告するものとする。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>98,620,000</u> 株とする。
---	---

(株券の発行) 第7条 当会社の発行する株式については、株券を発行するものとする。 (募集株式及び募集新株予約権の割当) 第8条 当会社の株主は、会社が株式又は新株予約権（会社が処分する自己株式又は自己新株予約権を含む。）を引き受ける者の募集をしようとする場合に、その所有する株式数に比例して株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を有する。 2 次の各号の場合には、第1項にかかわらず、取締役会の決議により株主以外の者に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えることができるものとする。 (1) その新たに発行する株式又は処分する自己株式の数が、発行済株式総数の100分の<u>20を超過しない</u>場合 (新設) (2) 公募によって発行する<u>株式又は処分する自己株式の数が、発行済株式総数の100分の20を超過しない</u>場合 (3) 緊急な資金調達のために株式を発行し又は自己株式を処分する場合 (4) その新規に発行する株式又はその処分する自己株式の数が発行済株式総	(削除) (募集株式及び募集新株予約権の割当) 第7条 当会社の株主は、<u>当会社が株式又は新株予約権（当会社が処分する自己株式又は自己新株予約権を含む。）</u>を引き受ける者の募集をしようとする場合に、その所有する株式数に比例して株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を有する。 2 次の各号の場合には、第1項にかかわらず、取締役会の決議により株主以外の者に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えることができるものとする。 (1) <u>(イ) その新たに発行する株式又は処分する自己株式に係る議決権の数（当該株式の転換により交付される株式に係る議決権の数を含む。）が、当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数の100分の25に満たない場合であって、かつ、(ロ) 支配株主（東京証券取引所の上場会社に適用される規定によって定められる意義を有する。以下、同じ。）の異動が生じない第三者割当てを行うとき</u> <u>(2) 前号(イ)又は(ロ)の双方又はいずれか一方に該当しない場合であつても、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見を入手し、又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認がなされたうえで第三者割当てが行われるとき</u> (3) 公募によって<u>株式発行又は自己株式の処分が行われる</u>場合 (4) 緊急な資金調達のために株式を発行し又は自己株式を処分する場合 (5) その新規に発行する株式又はその処分する自己株式の数が発行済株式総
---	--

数の 100 分の 50 を超過しない範囲内で事業上重要な技術導入、研究開発、資本、販売、生産等の提携のために、その相手方に株式を発行又は処分する場合 (5) 指定取引所に株式及び株式預託証券を上場するために株式を発行する場合 (募集株式に関する制限) 第 9 条 当会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときで、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合、あらかじめ、第 22 条第 3 項（特別決議）に定める株主総会の決議により承認を得なければならない。ただし、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。 2 当会社の株式が金融商品取引所若しくは指定取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合、募集株式の払込金額が、募集事項を決定した当会社取締役会の日（以下「発行決議日」という。）の直前の取引日の当会社株式の普通取引の終値（ただし、終値がない場合には終値がある直前の取引日の終値）又は発行決議日の直前の取引日までの 30 取引日の間の当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値のうちいずれか低いものの 100 分の 90 の額に満たないときは、当該募集にかかる株式の発行は第 22 条第 3 項に定める株主総会の決議に基づき行う。 3 前項に該当しない場合で、当会社の株式預託証券が金融商品取引所若しくは指定取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合、当該株式預託証券の普通取引の終値の当会社普通株式 1 株相当額を当会社の株式の普通株式の普通取引の終値とみなして前項を適用する。 4 前各項の規定にかかわらず、当会社の株式預託証券が指定取引所に上場されている場合、当会社が本条に従って決定する募集株式の発行価額（1 株当たりの払込金額）は当該指定取引所の上場会社に適用される規定によって許容される発行価額よりも低く	数の 100 分の 50 を超過しない範囲内で事業上重要な技術導入、研究開発、資本、販売、生産等の提携のために、その相手方に株式を発行又は処分する場合 (6) 金融商品取引所又は指定取引所に株式又は株式預託証券を上場するために株式を発行する場合 (募集株式に関する制限) 第 8 条 当会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合で、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとき、あらかじめ、第 23 条第 3 項（特別決議）に定める株主総会の決議により承認を得なければならない。ただし、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。 2 当会社の株式が金融商品取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合であって、募集株式の払込金額が、募集事項を決定した当会社取締役会の日（以下「発行決議日」という。）の直前の取引日の当会社株式の普通取引の終値（ただし、終値がない場合には終値がある直前の取引日の終値）又は発行決議日の直前の取引日までの 30 取引日の間の当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値のうちいずれか低いものの 100 分の 90 の額に満たないときは、当該募集にかかる株式の発行は、第 23 条第 3 項に定める株主総会の決議に基づき行う。 3 当会社の株式が金融商品取引所に上場されておらず、かつ、店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されていない場合であって、当会社の株式預託証券が指定取引所に上場されているときは、当該株式預託証券の普通取引の終値の当会社普通株式 1 株相当額を当会社の株式の普通株式の普通取引の終値とみなして前項を適用する。 4 前各項の規定にかかわらず、当会社の株式預託証券が指定取引所に上場されている場合、当会社が本条に従って決定する募集株式の発行価額（1 株当たりの払込金額）は、当該指定取引所の上場会社に適用される規定によって許容される発行価額よりも低
---	--

てはならない。 (新設) (募集新株予約権に関する制限等) 第10条 当社は、新株予約権を無償で発行してそれが新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、又は払込金額が新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、あらかじめ、第22条第3項（特別決議）に定める株主総会特別決議により承認を得なければならない。ただし、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合を除く。 2 当社の株式又は株式預託証券が金融商品取引所若しくは外国のこれに類する取引所又は指定取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合、当社が本条に従って決定する新株予約権の発行価額（1個当たり払込金額）は、当該取引所の上場会社に適用される規定によって許容される発行価額よりも低くてはならない。 3 当社は、当社の最大株主（保有する株式数が最も多い株主を意味する。以下、同じ。）及びその特殊関係者（韓国商法第542条の8第2項第5号、同法施行令第13条第4項に定める「特殊関係者」を意味する。）に対し、公募以外の方法で新株予約権を発行（株主割当又は新株予約権無償割当の場合を除く。）することができない。 4 当社は、当社の役員（会社法第329条に定める「役員」を意味する。以下同じ。）又は従業員に新株予約権を発行することができる。かかる場合新株予約権の目的である株式数の合計は、当社の発行済株式総数の100分の15を超過することはできない。 (自己の株式の取得) 第11条 当社は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式及び当社の株式預託証券が指定取引所に上場されている場合、自己の株式預託証券を取得することができる。 2 当社は、前項に掲げる場合のほか、会社法の定	くてはならない。 5 第2項乃至前項の規定は、公募によって又はオーバーロットメントによる売出しのための第三者割当てによって株式発行又は自己株式の処分を行う場合には適用しない。 (募集新株予約権に関する制限等) 第9条 当社は、新株予約権を無償で発行してそれが新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、又は払込金額が新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である場合、あらかじめ、第23条第3項（特別決議）に定める株主総会特別決議により承認を得なければならない。ただし、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合を除く。 2 当社の株式又は株式預託証券が金融商品取引所若しくは外国のこれに類する取引所又は指定取引所に上場されている場合、又は店頭売買有価証券として若しくは外国においてこれに類する証券として登録されている場合、当社が本条に従って決定する新株予約権の発行価額（1個当たり払込金額）は、当該取引所の上場会社に適用される規定によって許容される発行価額よりも低くてはならない。 3 当社は、当社の最大株主（保有する株式数が最も多い株主を意味する。）及びその特殊関係者（韓国商法第542条の8第2項第5号、同法施行令第13条第4項に定める「特殊関係者」を意味する。）に対し、公募以外の方法で新株予約権を発行（株主割当又は新株予約権無償割当の場合を除く。）することができない。 4 当社は、当社の役員（会社法第329条に定める「役員」を意味する。以下同じ。）又は従業員に新株予約権を発行することができる。かかる場合新株予約権の目的である株式数の合計は、当社の発行済株式総数の100分の15を超過することはできない。 (自己の株式の取得) 第10条 当社は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式又は自己の株式預託証券を取得することができる。 2 当社は、前項に掲げる場合のほか、会社法の定
--	---

めに従うことにより、会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額の範囲内において、自己の株式を取得した上、消却することができる。この場合においては、取締役会の決議により消却する自己株式の数（種類株式を発行している場合は、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない。 3 当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている場合、第 1 項に掲げる方法により、当会社が当該株式預託証書を取得しようとする<u>場合には</u>、会社法その他の適用法令の定めに従うほか、指定取引所の「コスダック市場公示規定」及び指定取引所の上場会社に適用される法規の定める自己株式を裏付資産としている株式預託証書の取得要件、方法及び手続を遵守しなければならない。 （新設） （新設） （新設） （株主名簿管理人） 第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成なら	めに従うことにより、会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額の範囲内において、自己の株式を取得した上、消却することができる。この場合においては、取締役会の決議により消却する自己株式の数（種類株式を発行している場合は、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない。 3 当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている場合であって、第 1 項に掲げる方法により、当会社が当該株式預託証書を取得しようとする<u>ときは</u>、会社法その他の適用法令の定めに従うほか、指定取引所の「コスダック市場公示規定」及び指定取引所の上場会社に適用される法規の定める自己株式を裏付資産としている株式預託証書の取得要件、方法及び手続を遵守しなければならない。 <u>（単元株式数）</u> 第 11 条 当会社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u> <u>（単元未満株式についての権利）</u> 第 12 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u> <u>（単元未満株式の買増し）</u> 第 13 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> （株主名簿管理人） 第 14 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成なら
--	--

びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 4 株式預託証書が指定取引所に上場されている場合、<u>同株式預託証書と関連した</u>保有者名簿の管理は株式預託機関等に適用される法規及び規定と<u>同</u>預託機関等の一般的な業務慣行に従う。 (株式取扱規則) 第 13 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (基準日) 第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主若しくは登録株式質権者とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者をもって権利を行使することができる株主若しくは登録株式質権者としてすることができる。 (端数の処理) 第 15 条 当会社が、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合をすることにより、一株に満たない端数が生じる場合、当会社の合併等に際し交付する株式に一株に満たない端数がある場合その他会社法第 234 条第 1 項各号に定める事由が生じた場合は、会社法の定めるところにより、その合計数に相当する数の<u>数式</u>を競売等することにより得られた代金を株主に交付し、その端数の合計数に 1 株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。 (失権株式等の処理) 第 16 条	びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 4 株式預託証書が指定取引所に上場されている場合、<u>株式預託証書の</u>保有者名簿の管理は株式預託機関等に適用される法規及び規定と<u>株式</u>預託機関等の一般的な業務慣行に従う。 (株式取扱規則) 第 15 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (基準日) 第 16 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主若しくは登録株式質権者とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者をもって権利を行使することができる株主若しくは登録株式質権者としてすることができる。 (端数の処理) 第 17 条 当会社が、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合をすることにより、一株に満たない端数が生じる場合、当会社の合併等に際し交付する株式に一株に満たない端数がある場合その他会社法第 234 条第 1 項各号に定める事由が生じた場合は、会社法の定めるところにより、その合計数に相当する数の<u>株式</u>を競売等することにより得られた代金を株主に交付し、その端数の合計数に 1 株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。 (失権株式等の処理) 第 18 条
---	---

株主に対する募集株式の割当てにおいて当該割当てを受ける者が会社法第 202 条第 1 項第 2 号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしない場合、又は募集株式の引受人が出資の不履行により株主となる権利を喪失した場合、当該募集株式に相当する数の株式についての処理は、別途取締役会の決定その他会社法の定める手続きにより行うものとする。	株主に対する募集株式の割当てにおいて当該割当てを受ける者が会社法第 202 条第 1 項第 2 号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしない場合、又は募集株式の引受人が出資の不履行により株主となる権利を喪失した場合、当該募集株式に相当する数の株式についての処理は、別途取締役会の決定その他会社法の定める手続きにより行うものとする。
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集)	(招集)
第 17 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。 2 臨時株主総会は、取締役会においてその招集を決議した場合のほか、会社法の定めに従い株主総会を開催しなければならない場合（同法第 297 条第 1 項に基づく株主による招集の請求があった場合、及び会社法第 307 条第 1 項第 1 号に基づき裁判所が招集を命じた場合を含む。）、及び同法第 297 条第 4 項の規定に基づき株主が招集した場合に招集される。	第 19 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。 2 臨時株主総会は、取締役会においてその招集を決議した場合のほか、会社法の定めに従い株主総会を開催しなければならない場合（同法第 297 条第 1 項に基づく株主による招集の請求があった場合、及び会社法第 307 条第 1 項第 1 号に基づき裁判所が招集を命じた場合を含む。）、及び同法第 297 条第 4 項の規定に基づき株主が招集した場合に招集される。
<u>(開催場所)</u>	
第 18 条 <u>定時株主総会は、原則として当会社の株式又は株式預託証券が上場された指定取引所の本店、支店又は事務所の所在地で開催するものとし、臨時株主総会は必要に応じ本店所在地で開催することができるものとする。</u>	(削除)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第 20 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(招集手続)	(招集手続) 第 21 条

第20条 株主総会を招集するためには株主総会の日の2週間前までに、議決権を行使できる株主に対して招集通知を送信しなければならない。 2 招集通知にはその株主総会の日時、場所及び会議の目的事項、その他会社法で定める事項を記載又は記録しなければならない。 3 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第21条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示しなければならない。この場合、インターネットを利用する方法で開示した事項は、株主に対して提供したものとみなされる。ただし、当社の株式預託証券が指定取引所に上場されている場合、又は外国において店頭売買有価証券に類する証券として登録されている場合、当社は、上記に加え、当該株式預託証券を発行する株式預託機関等に対しては、書面をもって株主総会参考書類などを提供しなければならない。 (決議の方法) 第22条 株主総会は、会社法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。 2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (新設) 3 当社が次の各号に定める行為を行う場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使す	株主総会を招集するためには株主総会の日の2週間前までに、議決権を行使できる株主に対して招集通知を送信しなければならない。 2 招集通知には、<u>その株主総会の日時、場所及び会議の目的事項、その他会社法で定める事項を記載又は記録しなければならない。</u> (削除) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第22条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示しなければならない。この場合、インターネットを利用する方法で開示した事項は、株主に対して提供したものとみなされる。ただし、当社の株式預託証券が指定取引所に上場されている場合、又は外国において店頭売買有価証券に類する証券として登録されている場合、当社は、上記に加え、当該株式預託証券を発行する株式預託機関等に対しては、書面をもって株主総会参考書類などを提供しなければならない。 (決議の方法) 第23条 株主総会は、会社法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。 2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の4分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 3 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> 4 当社が次の各号に定める行為を行う場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株
--	--

ることができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上、かつ、発行済株式総数の3分の1以上に当たる多数をもって行う（会社法第468条第1項その他会社法の定めにより、株主総会の承認を要しない場合を除く。）。 (1) 定款変更 (2) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認 (3) 吸収分割契約又は新設分割計画の承認 (4) 株式交換契約又は株式移転計画の承認 (5) 会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡及び他の会社の事業全部の譲受けに係る契約の承認 (6) 株式の併合 (7) 会社の解散及び資本の減少その他の<u>会社法第309条第2項に定める決議</u> (8) 清算人により提出された貸借対照表の承認 (議決権の代理行使) 第23条 株主は、1名以上の者を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、当会社の株式預託証書が指定取引所に上場された場合、株式預託証書を発行した預託機関の保管機関が預託機関を代理して議決権を行使する場合には、株主総会の都度、代理権を証明する書面を提出する必要はない。 3 当会社の株主が他人のために株式を保有するものであるときは、その有する議決権を統一しないで行使することができる。その場合には、株主は不統一行使する旨及びその理由を、株主総会の日の3日前までに書面をもって提出しなければならない。当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されてい	主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う（会社法第468条第1項その他会社法の定めにより、株主総会の承認を要しない場合を除く。）。 (1) 定款変更 (2) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認 (3) 吸収分割契約又は新設分割計画の承認 (4) 株式交換契約又は株式移転計画の承認 (5) 会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡及び他の会社の事業全部の譲受けに係る契約の承認 (6) 株式の併合 (7) 会社の解散及び資本の減少 (8) 清算人により提出された貸借対照表の承認 (議決権の代理行使) 第24条 株主は、<u>当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている場合における株式預託証書を発行した預託機関は、保管機関又は当該株式預託証書の保有者を代理人とする場合、1名以上の者（当会社の議決権を有する株主に限らない。）を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている場合、株式預託証書を発行した預託機関の保管機関が預託機関を代理して議決権を行使する場合には、株主総会の都度、代理権を証明する書面を提出する必要はない。 3 当会社の株主が他人のために株式を保有するものであるときは、その有する議決権を統一しないで行使することができる。その場合には、株主は不統一行使する旨及びその理由を、株主総会の日の3日前までに書面をもって提出しなければならない。当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている場合、株式預託証書を発行した預託機関が議決権を行使するために選任した代理人は、議決権の不統一
---	---

る場合、株式預託証書を発行した預託機関が議決権を行使するために選任した代理人は、議決権の不統一行使が許容される。 (株主提案権) 第 24 条 総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を 6 ヶ月前から引きつづき有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役に対し、株主総会の日の 8 週間前までに、一定の事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。)を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合、当該株主は、当該請求を書面によってしなければならない。 2 総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を 6 ヶ月前から引きつづき有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役に対し、株主総会の日の 8 週間前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができる。この請求により株主総会参考書類に当該株主の提案に係る議案の要領を記載する場合、以下の分量まではその全部を記載し、以下の分量を超えるものについては、会社法施行規則第 93 条第 1 項に<u>したがって</u>その要領を記載することとする。 (1) 提案の理由 … 各議案 400 字まで (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 … 各議案 400 字まで 3 株主は 1 名以上の者を代理人として、第 1 項及び第 2 項による株主提案権を行使することができる。 4 株主又は代理人は、株主提案権行使時に代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、当会社の株式預託証書が指定取引所に上場された場合、株式預託証書を発行した預託機関の保管機関が預託機関を代理して株主提案権を行使する場合には、株主総会の都度、代理権を証明する書面を提出する必要はない。 (株主総会議事録) 第 25 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又	行使が許容される。 (株主提案権) 第 25 条 総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を 6 ヶ月前から引きつづき有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役に対し、株主総会の日の 8 週間前までに、一定の事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。)を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合、当該株主は、当該請求を書面によってしなければならない。 2 総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権又は 300 個以上の議決権を 6 ヶ月前から引きつづき有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役に対し、株主総会の日の 8 週間前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができる。この請求により株主総会参考書類に当該株主の提案に係る議案の要領を記載する場合、以下の分量まではその全部を記載し、以下の分量を超えるものについては、会社法施行規則第 93 条第 1 項に<u>従い</u>、その要領を記載することとする。 (1) 提案の理由 … 各議案 400 字まで (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 … 各議案 400 字まで 3 株主は、<u>1</u> 名以上の者を代理人として、第 1 項及び第 2 項による株主提案権を行使することができる。 4 株主又は代理人は、株主提案権行使時に代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている場合であって、株式預託証書を発行した預託機関の保管機関が預託機関を代理して株主提案権を行使するときは、株主総会の都度、代理権を証明する書面を提出する必要はない。 (株主総会議事録) 第 26 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役及び監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名する。
---	---

は記録し、議長及び出席した取締役及び監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名する。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第26条 当会社の取締役は3名以上10名以内とする。また、当会社の取締役の4分の1以上は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件及び、株式預託証書が指定取引所に上場されている場合には、指定取引所がその規則に基づき要求する社外取締役の資格要件を備えるものとする。 (取締役の選任) 第27条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 3 前項の選任については、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第28条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び社長) 第29条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名定める。 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第27条 当会社の取締役は、<u>3</u>名以上10名以内とする。また、当会社の取締役の4分の1以上は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件及び、株式預託証書が指定取引所に上場されている場合には、指定取引所がその規則に基づき要求する社外取締役の資格要件を備えるものとする。 (取締役の選任) 第28条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1</u>以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 3 前項の選任については、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第29条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び社長) 第30条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、<u>当会社</u>を代表し、会社の業務を執行する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名定める。 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。
---	---

業務執行取締役を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第 30 条 取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。 2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第 32 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。 (取締役会議事録) 第 33 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果（取締役会の目的である事項、決議事項、報告事項及び意見表明を含む。）ならびに決議に反対した者の氏名及びその反対理由、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名する。 2 株主はその権利を行使するために必要がある場合、会社法の定めるところにより、裁判所の許可を得て取締役会議事録の閲覧・謄写を請求することができる。 (取締役会規程) 第 34 条	(取締役会の招集通知) 第 31 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。 2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第 32 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第 33 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 (取締役会議事録) 第 34 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果（取締役会の目的である事項、決議事項、報告事項及び意見表明を含む。）ならびに決議に反対した者の氏名及びその反対理由、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名する。 2 株主は、その権利を行使するために必要がある場合、会社法の定めるところにより、裁判所の許可を得て取締役会議事録の閲覧・謄写を請求することができる。 (取締役会規程) 第 35 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
--	--

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第36条 当会社の監査役は、5名以内とする。 2 当会社の監査役の半数以上は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を充足する者でなければならない。 (監査役の選任) 第37条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 監査役の選任に関する議案は取締役の選任のための議案と区分して決議されなければならない。任期の満了又は辞任により退任した監査役は、法令及び定款の定める監査役の人数を欠くこととなる場合には、新たに選任された監査役が就任するまで、なお監査役としての権利義務を有する。任期の満了及び辞任以外の事由により欠員が生じた場合は、法令に従い、一時監査役の職務を行うべき者の選任を申し立てなければならない。ただし、第37条第4項に定める補欠の監査役が就任した場合を除く。 4 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 5 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 6 監査役が任期の満了又は辞任により退任する場合でも、法令及び定款の定める監査役の人数を欠くこ	(報酬等) 第36条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第37条 当会社の監査役は、5名以内とする。 2 当会社の監査役の半数以上は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を充足する者でなければならない。 (監査役の選任) 第38条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 監査役の選任に関する議案は取締役の選任のための議案と区分して決議されなければならない。任期の満了又は辞任により退任した監査役は、法令及び定款の定める監査役の人数を欠くこととなる場合には、新たに選任された監査役が就任するまで、なお監査役としての権利義務を有する。任期の満了及び辞任以外の事由により欠員が生じた場合は、法令に従い、一時監査役の職務を行うべき者の選任を申し立てなければならない。ただし、次項に定める補欠の監査役が就任した場合を除く。 4 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 5 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 6 監査役が任期の満了又は辞任により退任する場合でも、法令及び定款の定める監査役の人数を欠くこととならない場合には新たに監査役を選任しないことができる。
--	---

ととならない場合には新たに監査役を選任しないことができる。 (監査役の任期) 第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第 39 条 監査役会は、その決議によって 1 名以上の常勤の監査役を選定する。 (監査役の権限) 第 40 条 監査役は当会社の会計及び業務を監査する。 2 監査役は取締役会に出席して意見を述べることができる。 3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、当会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (監査役会の招集通知) 第 41 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議) 第 42 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会規程) 第 43 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定めた監査役会規程による	(監査役の任期) 第 39 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第 40 条 監査役会は、その決議によって 1 名以上の常勤の監査役を選定する。 (監査役の権限) 第 41 条 監査役は、当会社の会計及び業務を監査する。 2 監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。 3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、当会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (監査役会の招集通知) 第 42 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議) 第 43 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会規程) 第 44 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定めた監査役会規程によって定める。
---	---

(報酬等) 第 44 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査録) 第 45 条 監査役は、監査役としての活動を行った場合には、監査役として遂行した監査の実施要領及び結果等を都度記録した書類（「監査録」という。）を作成して、記名押印又は署名若しくは電子署名をしなければならない。 第 6 章 役員等の責任免除 (役員等の責任及び責任の免除) 第 46 条 当会社の取締役、監査役、執行役又は会計監査人（以下過去にこれらの役職にあったものも含め「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、会社法第 423 条第 1 項に従い、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 2 当会社は、会社法の定めに従い、総株主（議決権を有しない株主を含む。）の同意がある場合には、第 1 項の取締役の損害賠償責任を免除することができる。 3 第 1 項に定められる役員等の損害賠償責任（以下「役員等の責任」という。）は、会社法第 425 条に従い、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、第 22 条第 3 項（特別決議）に定める株主総会の特別決議によって免除することができる。 4 第 2 項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第 427 条の定めに従い、当会社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役又は会計監査人（以下「非業務執行取締役等」という。）との間で、第 1 項に定める会社法第 423 条第 1 項に基づく責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。	(報酬等) 第 45 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査録) 第 46 条 監査役は、監査役としての活動を行った場合には、監査役として遂行した監査の実施要領及び結果等を都度記録した書類を作成して、記名押印又は署名若しくは電子署名をしなければならない。 第 6 章 役員等の責任免除 (役員等の責任及び責任の免除) 第 47 条 当会社の取締役、監査役又は会計監査人（以下過去にこれらの役職にあったものも含め「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、会社法第 423 条第 1 項に従い、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 2 当会社は、会社法の定めに従い、総株主（議決権を有しない株主を含む。）の同意がある場合には、第 1 項の取締役の損害賠償責任を免除することができる。 3 第 1 項に定められる役員等の損害賠償責任は、会社法第 425 条に従い、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、第 23 条第 3 項（特別決議）に定める株主総会の特別決議によって免除することができる。 4 第 2 項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第 427 条の定めに従い、当会社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役又は会計監査人（以下「非業務執行取締役等」という。）との間で、第 1 項に定める会社法第 423 条第 1 項に基づく責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。 第 7 章 計算
--	---

第7章 計算 (事業年度) 第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (会計帳簿閲覧請求権) 第49条 総株主(完全無議決権株主を除く。)の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く。)の100分の3以上の議決権を有する株主は、当会社営業時間内は、理由を記載した書面をもって、会計の帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができる。 2 前項の請求があったときは、当会社は、①当該請求を行う株主(以下「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき、②請求者が当会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき、③請求者が当会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき、④請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき、又は⑤請求者が、過去2年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき、のいずれかに該当すると認められる場合を除き、拒否することができない。 (会計監査人の選任及び解任の方法) 第50条 会計監査人の選任及び解任の決議は、株主総会にお	(事業年度) 第48条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第49条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (会計帳簿閲覧請求権) 第50条 総株主(完全無議決権株主を除く。)の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く。)の100分の3以上の議決権を有する株主は、当会社営業時間内は、理由を記載した書面をもって、会計の帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができる。 2 前項の請求があったときは、当会社は、①当該請求を行う株主(以下「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき、②請求者が当会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき、③請求者が当会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき、④請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき、又は⑤請求者が、過去2年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき、のいずれかに該当すると認められる場合を除き、拒否することができない。 (会計監査人の選任及び解任の方法) 第51条 会計監査人の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主
---	---

いて、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。 (会計監査人の任期) 第 51 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (監査報告書の定時株主総会報告) 第 52 条 当会社は、会計監査人の会計監査を受けた監査報告書を、定時株主総会開催日の 2 週間前までに提出を受け、定時株主総会の際に株主に報告しなければならない。 (株主に提供する財務諸表) 第 53 条 会社法に従い定時株主総会で当会社が株主に提供する計算書類は、会社法及び会社計算規則に従い、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成されたものでなければならない。 2 当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている間は、株式預託証書を指定取引所に上場するために採択した会計処理基準あるいはその後指定取引所の承認を得て変更又は採択した会計処理基準がある場合、前項の計算書類に加え、当該基準を遵守して作成された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、その他の財務諸表を定時株主総会で株主に提供しなければならない。 (剰余金の配当等の決定機関) 第 54 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。 (配当金の除斥期間) 第 55 条	の議決権の過半数の決議をもって行う。 (会計監査人の任期) 第 52 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (監査報告書の定時株主総会報告) 第 53 条 当会社は、会計監査人の会計監査を受けた監査報告書を、定時株主総会開催日の 2 週間前までに提出を受け、定時株主総会の際に株主に報告しなければならない。 (株主に提供する財務諸表) 第 54 条 会社法に従い定時株主総会で当会社が株主に提供する計算書類は、会社法及び会社計算規則に従い、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成されたものでなければならない。 2 当会社の株式預託証書が指定取引所に上場されている間は、株式預託証書を指定取引所に上場するために採択した会計処理基準あるいはその後指定取引所の承認を得て変更又は採択した会計処理基準がある場合、前項の計算書類に加え、当該基準を遵守して作成された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、その他の財務諸表を定時株主総会で株主に提供しなければならない。 (剰余金の配当等の決定機関) 第 55 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。 (配当金の除斥期間) 第 56 条 中間配当金又は期末配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社
--	---

中間配当金又は期末配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 中間配当金及び期末配当金には利息を付けない。	はその支払義務を免れる。 2 中間配当金及び期末配当金には利息を付さない。

3.効力発生日

本定款変更の効力発生日は、2019年7月末日までに開催予定の取締役会において別途決定した日とします。

4.その他（単元株導入に関するDR保有者への影響について）

日本国内上場にあたっては、上場規程により単元株式制度を導入することが求められていることから、本定款変更議案においても、単元株式制度の導入が含まれております。本定款変更の効力が発生しますと、100株を1単元とする単元株式制度が導入されることとなります。

単元株式制度とは、一定の株式数を保有しない株主（単元未満株主）の権利を一定程度制限することで、会社にとっての株主管理コストを削減するためのもので、日本の会社法によって認められた制度です。

当該制度の導入に伴い、当社の株式を裏付資産としている預託証券（以下「DR」といいます。）についても、100DRを基準とした端数部分（すなわち、100DRに満たないDR及び100で除したときの余りの部分。以下「単元未満DR」といいます。）に関しては、以下のとおり、一定の範囲でDR保有者の権利が制限されることとなります。

① 議決権の行使

議決権に関しては、単元未満DRを含め、DR保有者による賛否の合計数について、韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）が議決権の不統一行使することとなります。この場合、単元未満株式に関しては議決権の行使が認められないことから、単元未満の端数については、全てのDR保有者による賛否に係る議決権の数を合計し、KSDが不統一行使する「賛成」及び「反対」の各投票の合計数のうち100個未満の部分に関しては投票として算定されないこととなり、死票となります。例：ある議案で1名のDR保有者（20DRを保有）のみが賛成の意思表示をした場合は、当該20DRに係る議決権行使は死票となる可能性があります。他方、ある議案で25名のDR保有者（各自25DRずつを保有）が賛成の意思表示をした場合は、当該25名が保有するDRの数を合計すると625個になるため、600株（6単元）分の議決権として、その意思是株主総会に反映されますが、端数の25DR分については投票として算定されず死票となることとなります。

また、単元未満DR保有者であっても、KSDの代理人として株主総会に出席することが可能です。

② 原株転換をした場合

単元未満DRであっても原株転換請求を行うことで、1DR：1株の割合でDRを株式に転換することが可能です。ただし、原株転換を行った場合には、その結果生じた端数部分（すなわち、

100株に満たない株式及び100で割ったときの余りの部分)の株式については、単元未満株式として、日本の会社法上、議決権（総会への出席権や質問権など、総会に参加する権利全般が制限されます。）その他一定の株主権の行使が制限されることになります。

なお、剰余金の配当に関しては単元未満DRに関しても制限されることはありません。その保有DR数に応じた剰余金の配当を受け取ることができます。

例：1DRあたり10.0円の配当の場合

→20DRの保有者は、200円の配当を受領。100DRの保有者は、1000円の配当を受領。

以上

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員の任期が満了となることに伴い、新たに取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式の数
1	三文字 正孝 Sammonji Masataka (1953 年 7 月 5 日生)	1978 年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	—
		1987 年 4 月 同行業務統括部上席調査役	
		1996 年 9 月 同行システム開発部副参事役	
		2003 年 2 月 みずほ信託銀行株式会社証券代行本部次長	
		2014 年 4 月 当社入社	
		2015 年 4 月 当社社長室長	
		2015 年 6 月 株式会社ゼウス代表取締役（現任）	
		2015 年 6 月 AXES USA Inc. 社長（現任）	
		2015 年 6 月 AXES Netherlands B.V. 取締役（現任）	
		2015 年 6 月 AXES Hong Kong LIMITED 取締役（現任）	
		2015 年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	
	取締役候補者とした理由 金融機関での長年にわたる豊富な業務経験と広範な知識を有しており、当社の代表取締役社長として当社及び当社グループの業績向上を牽引しております。今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		
2	山口 智宏 Yamaguchi Tomohiro (1970 年 7 月 19 日生)	1998 年 4 月 税理士法人大和入所	—
		2000 年 1 月 税理士法人山田＆パートナーズ 株式公開部入所、優成監査法人へ兼務出向	

2001 年 9 月	ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンクテレコム株式会社）入社
2004 年 1 月	ソフトバンク・ファイナンス株式会社より SBI ベリトランス株式会社（現ベリトランス株式会社）へ転籍
2006 年 6 月	SBI ベリトランス株式会社取締役執行役員専務
2006 年 11 月	eCURE 株式会社取締役執行役員
2009 年 1 月	SBI チャイナブランディング取締役執行役員
2009 年 11 月	SBI リサーチ株式会社（現 iResearch Japan 株式会社）取締役執行役員 CFO
2010 年 1 月	SBI ナビ株式会社（現ナビプラス株式会社）取締役執行役員
2012 年 9 月	econtext Asia Limited executive director and Chief Financial Officer
2015 年 11 月	SBI ホールディングス株式会社 海外事業管理部長
2015 年 12 月	SBI Strategy Development Co., Limited（現 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited）取締役
2016 年 1 月	SBI Ven Holdings Pte. Ltd. 取締役
2016 年 1 月	SBI-Jefferies Strategic Investments Asia Ltd. 取締役
2016 年 2 月	SBI Ven Capital Pte. Ltd. 取締役
2016 年 2 月	SBI Ventures Malaysia Sdn. Bhd. 取締役
2016 年 6 月	SBIH Investment Vietnam I Pte. Ltd. 取締役
2016 年 8 月	SBI VENTURES SINGAPORE PTE. LTD. 取締役
2016 年 8 月	SBI (B) SDN BHD 取締役
2016 年 8 月	SBI & TH (Beijing) Venture Capital Management Co., Ltd. 取締役
2016 年 9 月	PNB-SBI ASEAN Gateway Investment Management Limited 取締役
2017 年 6 月	当社取締役常務（現任）
2018 年 11 月	FinTech City 設立準備株式会社取締役（現任）
取締役候補者とした理由 決済業界など幅広い業界において取締役等を務めた豊富な経験と知識に加え、海外事業や FinTech 関連事業に精通していることから、グローバルで多様な視点を経営に活かし、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。	

3	知念 哲也 Chinen Tetsuya (1974 年 4 月 17 日生)	2001 年 6 月 野邊法律事務所入所 2002 年 11 月 株式会社ゼロ（現株式会社 AXES Payment）入 社 2005 年 11 月 同社法務部長 2011 年 4 月 株式会社 AXES Holdings（現当社）取締役執 行役員（最高法務責任者） 2014 年 6 月 当社取締役（現任） 2017 年 6 月 SBI レミット株式会社取締役（現任）	—
	取締役候補者とした理由 当社において、長年にわたり法務・総務人事等の管理業務に責任ある立場で携わり、当社の事業活動に 関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、現場に精通した経験と見識を活かし、今後も持 続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行 の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		
4	阿部 純一郎 Abe Junichiro (1966 年 9 月 29 日生)	1993 年 10 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所 1997 年 4 月 公認会計士登録 1998 年 10 月 株式会社ビジコム入社 2002 年 5 月 高野総合会計事務所（現税理士法人高野総合 会計事務所）入所 2012 年 4 月 株式会社 AXES Holdings（現当社）経営企画 室長 2014 年 6 月 当社取締役（現任） 2014 年 7 月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社非常勤 監査役（現任） 2015 年 6 月 AXES SOLUTIONS PTE. LTD. 取締役（現任） 2015 年 6 月 AXES USA Inc. 取締役（現任） 2015 年 6 月 AXES Netherland B.V. 取締役（現任） 2015 年 6 月 AXES Hong Kong LIMITED 取締役（現任） 2017 年 5 月 株式会社ゼウス取締役就任（現任） 2017 年 6 月 SBI レミット株式会社監査役（現任） 2017 年 6 月 SBI ソーシャルレンディング株式会社監査役 2017 年 8 月 SBI Cosmoney Co., Ltd. 監査役（現任） 2018 年 11 月 FinTech City 設立準備株式会社監査役（現 任）	—

	取締役候補者とした理由 公認会計士として培われた財務・会計に関する専門的な知識に加え、当社に入社以来、経営企画・財務部門の業務に責任ある立場で携わり、当社の事業活動に関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。																						
5	崔 世泳 Choi Seyoung (1979 年 7 月 29 日生)	<table><tr><td>2005 年 12 月</td><td>現代証券株式会社リサーチセンター、経済分析部アナリスト</td></tr><tr><td>2008 年 7 月</td><td>同社国際営業本部国際業務部海外事業部アシスタントマネージャー</td></tr><tr><td>2010 年 8 月</td><td>ハナ大投証券株式会社資本市場本部ECM室マネージャー</td></tr><tr><td>2012 年 9 月</td><td>SBI モーゲージ株式会社 (現アルヒ株式会社) 海外事業部部長</td></tr><tr><td>2014 年 10 月</td><td>SBI AXES 株式会社 (現当社) IR 室長</td></tr><tr><td>2015 年 6 月</td><td>SBI AXES Korea Co., Ltd. (現 SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd.) 社長 (現任)</td></tr><tr><td>2015 年 6 月</td><td>当社取締役 (現任)</td></tr><tr><td>2017 年 8 月</td><td>SBI Cosmoney Co., Ltd. 取締役 (現任)</td></tr></table>	2005 年 12 月	現代証券株式会社リサーチセンター、経済分析部アナリスト	2008 年 7 月	同社国際営業本部国際業務部海外事業部アシスタントマネージャー	2010 年 8 月	ハナ大投証券株式会社資本市場本部ECM室マネージャー	2012 年 9 月	SBI モーゲージ株式会社 (現アルヒ株式会社) 海外事業部部長	2014 年 10 月	SBI AXES 株式会社 (現当社) IR 室長	2015 年 6 月	SBI AXES Korea Co., Ltd. (現 SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd.) 社長 (現任)	2015 年 6 月	当社取締役 (現任)	2017 年 8 月	SBI Cosmoney Co., Ltd. 取締役 (現任)					
2005 年 12 月	現代証券株式会社リサーチセンター、経済分析部アナリスト																						
2008 年 7 月	同社国際営業本部国際業務部海外事業部アシスタントマネージャー																						
2010 年 8 月	ハナ大投証券株式会社資本市場本部ECM室マネージャー																						
2012 年 9 月	SBI モーゲージ株式会社 (現アルヒ株式会社) 海外事業部部長																						
2014 年 10 月	SBI AXES 株式会社 (現当社) IR 室長																						
2015 年 6 月	SBI AXES Korea Co., Ltd. (現 SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd.) 社長 (現任)																						
2015 年 6 月	当社取締役 (現任)																						
2017 年 8 月	SBI Cosmoney Co., Ltd. 取締役 (現任)																						
	取締役候補者とした理由 韓国の金融証券業界に精通し、豊富な IR 実務経験と高度な能力・見識等を有することから、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。																						
6	金子 雄一 Kaneko Yuichi (1970 年 12 月 20 日生)	<table><tr><td>1994 年 4 月</td><td>株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行</td></tr><tr><td>2000 年 4 月</td><td>ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現 SBI インベストメント株式会社) 入社</td></tr><tr><td>2013 年 6 月</td><td>当社取締役 (現任)</td></tr><tr><td>2015 年 4 月</td><td>SBI インベストメント株式会社取締役執行役員</td></tr><tr><td>2016 年 12 月</td><td>Aviation Ventures 株式会社代表取締役 (現任)</td></tr><tr><td>2017 年 2 月</td><td>SBI FinTech Incubation 株式会社取締役 (現任)</td></tr><tr><td>2017 年 3 月</td><td>SBI 地方創生支援株式会社監査役 (現任)</td></tr><tr><td>2017 年 4 月</td><td>SBI インベストメント株式会社取締役執行役員常務 (現任)</td></tr><tr><td>2017 年 4 月</td><td>SBI リーシングサービス株式会社取締役 (現任)</td></tr><tr><td>2017 年 9 月</td><td>SBI-HIKARI P.E 株式会社代表取締役 (現任)</td></tr></table>	1994 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行	2000 年 4 月	ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現 SBI インベストメント株式会社) 入社	2013 年 6 月	当社取締役 (現任)	2015 年 4 月	SBI インベストメント株式会社取締役執行役員	2016 年 12 月	Aviation Ventures 株式会社代表取締役 (現任)	2017 年 2 月	SBI FinTech Incubation 株式会社取締役 (現任)	2017 年 3 月	SBI 地方創生支援株式会社監査役 (現任)	2017 年 4 月	SBI インベストメント株式会社取締役執行役員常務 (現任)	2017 年 4 月	SBI リーシングサービス株式会社取締役 (現任)	2017 年 9 月	SBI-HIKARI P.E 株式会社代表取締役 (現任)	
1994 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行																						
2000 年 4 月	ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現 SBI インベストメント株式会社) 入社																						
2013 年 6 月	当社取締役 (現任)																						
2015 年 4 月	SBI インベストメント株式会社取締役執行役員																						
2016 年 12 月	Aviation Ventures 株式会社代表取締役 (現任)																						
2017 年 2 月	SBI FinTech Incubation 株式会社取締役 (現任)																						
2017 年 3 月	SBI 地方創生支援株式会社監査役 (現任)																						
2017 年 4 月	SBI インベストメント株式会社取締役執行役員常務 (現任)																						
2017 年 4 月	SBI リーシングサービス株式会社取締役 (現任)																						
2017 年 9 月	SBI-HIKARI P.E 株式会社代表取締役 (現任)																						

		2018年4月	株式会社EPARK フィナンシャルパートナーズ 取締役(現任)	
		2018年5月	株式会社メディカルメンバーシステム取締 役(現任)	
		2019年1月	SBI キャピタル株式会社代表取締役 (現任)	
	取締役候補者とした理由 金融証券業界に精通し、当社の事業内容・経営実態に関する深い知識に加え、幅広い業界において取締 役等を務めた豊富な経験を有することから、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、 経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補 者としたものであります。			
7	江口 二郎 Eguchi Jiro (1976年12月26日生)	2001年10月	新日本監査法人(現EY 新日本有限責任監査 法人) 入所	—
		2005年6月	公認会計士登録	
		2006年7月	株式会社パートナーズ・コンサルティング入 社	
		2008年7月	公認会計士江口二郎事務所開設 (現任)	
		2009年6月	税理士登録	
		2009年7月	東京第一監査法人代表社員	
		2011年10月	株式会社AXES Holdings (現当社) 社外取締 役 (現任)	
		2017年6月	監査法人やまぶき代表社員(現任)	
	社外取締役候補者とした理由 公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有して おり、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果た しうると考え、引き続き社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は社外取締役または社外 監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締 役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身 者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断 しております。			
8	原 祐二 Hara Yuji (1971年3月24日生)	1994年4月	姫野司法書士事務所入所	—
		2001年10月	優成監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入 所	
		2004年7月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トー マツ) 入所	
		2013年5月	株式会社オートサーバー内部監査室長	
		2015年6月	公認会計士登録	
		2015年6月	公認会計士原事務所開設 (現任)	
		2015年6月	当社社外取締役 (現任)	
		2016年8月	株式会社カタリナ監査役 (現任)	

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門知識を備えながら、他社の社外監査役として企業経営にも関与されており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしうると考え、引き続き社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

(注)

1. 山口智宏氏は、過去5年間に当社の親会社でありますSBIホールディングス株式会社の業務執行者でありました。金子雄一氏は、現在、当社の親会社の子会社でありますSBIインベストメント株式会社の業務執行者であります。両氏の地位及び担当は、上記略歴に記載のとおりであります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者江口二郎氏及び原祐二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役の候補者の社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役の候補者の独立性について

- ① 江口二郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年7ヵ月となります。
- ② 原祐二氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- ③ 江口二郎氏は、2011年10月31日から2013年6月25日までの間、当社子会社である株式会社AXES Payment及び株式会社ゼウスの社外取締役に就任しておりました。また、江口二郎氏及び原祐二氏は、上記のとおり、当社の現任の社外取締役であります。その他、江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはなく、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- ④ 江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑤ 江口二郎氏及び原祐二氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑥ 江口二郎氏及び原祐二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、江口二郎氏及び原祐二氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。

・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は社外取締役が行為をした日以前の1年間の報酬額に3を乗じた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 現在当社の取締役である候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」(12頁及び16頁)に記載のとおりであります。

以上

第3号議案 社外監査役1名選任の件

昨年の定時株主総会において監査役として選任された林理恵子に関して、当社との関係では社外監査役として選任することができる資格があることから、本定時取締役会終結の時をもって、林氏を改めて社外監査役として選任しなおすことにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、林氏は本定時株主総会終結の時をもって昨年選任された監査役を辞任し、新たに社外監査役として選任されることとなります。林氏は本議案につきあらかじめ就任を承諾しており、本議案につきましては、監査役会の同意も得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式の数
1	林 理恵子 Hayashi Rieko (1972 年 7 月 8 日生)	1998 年 9 月 坂本嘉一郎税理士事務所入所	—
		2000 年 1 月 関口泰央事務所入所	
		2002 年 4 月 パートナーズ総合税理士法人(現税理士法人グローバル・パートナーズ)入所	
		2006 年 3 月 税理士登録	
		2008 年 4 月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング入社	
		2018 年 4 月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング シニアマネージャー就任(現任)	
		2018 年 4 月 税理士法人グローバル・パートナーズ シニアマネージャー就任(現任)	
		2018 年 6 月 当社監査役 (現任)	
社外監査役候補者とした理由 林理恵子氏は、税理士としての職務を通じて培われた税務・財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、社外監査役として当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしうると考え、社外監査役候補者としたものであります。また、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。			

(注)

- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、林理恵子氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結することを予定しております。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は社外監査役が行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた金額または会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 候補者は現在当社の監査役であります。改めて新任の社外監査役候補者とするものです。

4. 現在当社の監査役である候補者の当社における地位は、事業報告「4. 会社役員に関する事項」(12 頁及び 16 頁)に記載のとおりであります。
5. 林理恵子氏の当社監査役の就任期間は本総会終結の時をもって 1 年となります。

以上

株主総会議決権行使書

■宛先：SBI FinTech Solutions 株式会社 御中

私は、2019 年 6 月 21 日（金）午後 1 時 00 分開催の貴社第 8 期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、下記のとおり議決権を行使します。

■議決権行使申請内容

株主	大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣ナル路 4 ギル 23 韓国預託決済院			
当社の議決権総数	23,037,422 個			
基準日現在所有する議決権のある株式数	23,037,422 株			
議案	議案に対する賛成・反対・棄権の議決権数			
	賛成	反対	棄権	合計
第 1 号議案	個	個	個	個
第 2 号議案	個	個	個	個
第 3 号議案	個	個	個	個

取締役の選任議案で候補者別に賛否が異なる場合

第 2 号 議 案 取締役選任議案	議案に対する賛成・反対・棄権の議決権数				
	-	賛成	反対	棄権	合計
	候補者番号 1				
	候補者番号 2				
	候補者番号 3				
	候補者番号 4				
	候補者番号 5				
	候補者番号 6				
	候補者番号 7				
	候補者番号 8				

議決権行使期限：2019 年 6 月 19 日（水）午後 3 時 00 分まで

- * 上記「■議決権行使申請内容」の賛成、反対、棄権および合計の欄に行使する議決権の個数をご記入いただき、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。
- * 「棄権」欄の議決権数は棄権（abstain）の指図があったものののみ記載し、「棄権」は行使議決権数に参入されます。
- * 議決権行使書等の議決権数と議案に対する賛成・反対及び棄権の議決権数合計との差は不行使であり、行使議決権数には参入されません。
- * 取締役及び監査役の選任議案において候補者別に賛否が異なるときは、上記「■議決権行使申請内容」の該当議案欄はblankとし、候補者別の表に記載してください。